

【(中項目)1-5】	5 学術研究振興基金事業	【評定】 A				
【(小項目)1-5-1】	(1) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等における学術研究の充実を図り、真に必要な支援となるよう、社会のニーズや今後の学術研究に貢献するテーマを的確に把握する。</p> <p>中期計画:社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.34～37 参照。				
【インプット指標】		(単位:百万円、人)				
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24	
人件費	10	11	8	14	14	
業務経費	9	11	10	14	16	
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)	
従事人員数	3	3	3	4	4	
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>						
評価基準	実績		分析・評価			
<p>【交付対象事業・採択基準等の見直し状況】</p> <p>社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行ったか。</p>	<p>(1) 社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行った(実績報告書 P.34～37)。</p> <p>【交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直し】(実績報告書 P.34～37)</p> <p>私立大学等における学術研究の充実を図り、真に必要な支援となる</p>		<p>社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握するため、学術研究振興資金採択基準、若手研究者奨励金採択基準等の見直しを行うとともに、学校法人に対する関係情報の提供を充実させ、また、若手研究者奨励金に対する意見・要望についてのアンケートを実施し、その結果をホームページに掲載するなどしており、評価できる。</p>			

よう、社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、以下のとおり、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しの取組を行った。

○ 学術研究振興資金採択基準の見直し(実績報告書 P.34～35)

- ・ 交付対象年度の4月1日現在において「2年以上の研究実績があり、その成果を発表しているものであること」という応募要件を、「1年以上の研究実績があること」に緩和した(平成22年度)。
- ・ 「研究代表者及び研究分担者のうち一人は、原則として当該私立大学等の専任教職員であること」という応募要件を、「研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。また、研究分担者には、私立大学等に所属する研究者(教職員)が一人いること」に緩和した(平成22年度)。
- ・ 学術研究振興資金選考委員会委員が応募書類を審査する方法について、3点(中央)に評価が集中しやすい「5点法」を「4点法」に改め、また、それまではなかった「評価点分布の目安(25%ずつ)」も新たに基準に加えることにより、相対評価による評価をより明確にした(平成23年度)。
- ・ 採択の方法について、社会的貢献が期待できる研究分野等に配慮することを採択基準に記載し、選考委員にその旨依頼した(平成23年度)。
- ・ 応募された研究課題の書類審査部門について、「複合領域」に属する研究の審査方法を明確化するため、選考委員の専門分野である「人文・社会科学系」「理工系、農学系」「生物学系、医学系」の3部門のうち最も相応しい部門において審査を行うことを採択基準に明記した(平成24年度)。

○ 若手研究者奨励金採択基準の見直し(実績報告書 P.35)

- ・ 若手研究者奨励金について、採択後、研究者の昇格等による辞退が生じるケースが散見されるようになったことから、以下のような見直しを行った。
 - * 助教、ポスト・ドクターの在職基準日を、交付年の4月1日から応募年の10月1日に変更した(平成21年度)。
 - * 本奨励金の採択後に、科学研究費補助金の「若手研究」「日本学術振興会特別研究員」に採択されても交付対象から除外しないこととした(平成21年度)。

- ・ 若手研究者奨励金の交付対象である「助教」又は「ポスト・ドクター」の高齢化の現状に鑑み、応募対象年齢を拡大するため、交付対象年 4 月 1 日現在の年齢「37 歳以下」の要件を、「39 歳以下」に改めた(平成 23 年度)。
- ・ 応募の制限の定めについて、応募者により理解されやすいものとするため、「科学研究費補助金『若手研究』の交付対象ではない者」という文言を、「科学研究費補助金『若手研究(S・A・B)』に新規・継続にかかわらず採択されていない者」と改めた(平成 23 年度)。
- ・ 若手研究者奨励金審査専門委員が応募書類を審査する方法について、3 点(中央)に評価が集中しやすい「5 点法」を「4 点法」に改めた。また、それまでにはなかった「評価点分布の目安(25%ずつ)」も新たに基準に加えることにより、相対評価による評価をより明確にした(平成 23 年度)。

○ 若手研究者奨励金の対象分野、交付枠の見直し(実績報告書 P.35)

- ・ 平成 20 年度に創設した若手研究者奨励金は、平成 20 年度、平成 21 年度交付分は「人文・社会科学系の分野」を対象(交付額 1 件 30 万円)、平成 22 年度、平成 23 年度交付分は「理工系・農学系及び理学系・工学系・農学系の複合分野」を対象(交付額 1 件 50 万円)、平成 24 年度、平成 25 年度交付分は「生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野」を対象(交付額 1 件 50 万円)とした。

また、研究環境や資金に恵まれない若手研究者を支援し、その研究意欲を高めるために次表のとおり若手研究者奨励金の交付枠の総額を拡大した。

若手研究者奨励金交付枠の総額推移 (単位:千円)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
交付枠	10,000	10,000	10,000	10,000	15,000

○ 学術研究振興資金選考委員会要綱の改正(実績報告書 P.35～36)

- ・ 学術研究振興資金の応募研究分野が多岐にわたる現状をふまえ、選考委員会委員の審査の充実を図るため、委員会組織について「15名以内」という人数を「18名以内」と改め、委員数を3名増やした(平成23年度)。

○ 学校法人の応募等に係る改善(実績報告書 P.36)

- ・ 応募書類の作成が容易にできるよう、学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募通知において、具体的な記入例や記入上の注意点を記載した(平成23年度)。
- ・ 研究者の今後の申請や研究遂行上の参考としてもらうため、採択・不採択にかかわらず全応募者に対し、選考委員会委員及び審査専門委員による評価結果(審査時のコメントを付記)を送付することとした(平成23年度)。
- ・ 学校法人において応募書類を作成する際に当該研究課題の研究区分が明確となるよう「学術研究振興資金 系・部・分科 細目表」の名称を科学研究費補助金に合わせることにした(平成24年度)。
- ・ 科学研究費補助金の取得状況を書類審査における評価項目「研究遂行能力」及び「研究費の妥当性」の参考とするため、研究代表者が当該研究以外で取得した科学研究費補助金も別欄で記入させることにした(平成24年度)。

○ 若手研究者奨励金交付校からのアンケート結果のホームページへの掲載等(実績報告書 P.36)

- ・ 交付に係る見直しの参考とするため、毎年度、若手研究者奨励金の交付校及び研究者に対して実施している、応募資格や交付金額、その他当該奨励金に対する意見・要望についてのアンケート結果を若手研究者の応募の参考とするため、事業団ホームページに掲載した(平成23年度)。

なお、学術研究振興資金の在り方や審査方法の見直し等について検討するため、学術研究振興資金選考委員会などで、意見を聞いた。

○ 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付(実績報告書 P.36~37)

- ・ 上記の見直しを受け、学術研究振興資金選考委員会において採択が決定した「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の研究課題について、次表のとおり資金を交付した。

学術研究振興資金・若手研究者奨励金研究分野別交付状況

研究分野 (部 別)	20 年度		21 年度		22 年度	
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
医 学	27	58,700	19	51,800	22	49,200
環境科学	1	2,500	2	4,800	3	6,500
理 学	6	12,600	4	10,400	4	5,900
工 学	8	12,200	5	11,300	5	13,500
農 学	3	3,100	2	4,300	3	5,700
文 学	23	16,100	16	15,500	17	18,800
法 学	3	2,400	1	1,800	2	2,800
経 済 学	6	5,300	7	8,700	6	7,500
家 政 学	4	5,200	3	4,600	3	3,800
体 育 学	0	0	2	5,900	2	4,200
教 育 学	8	5,000	5	2,500	3	1,600
計	89	123,100	66	121,600	70	119,500
若手研究者 奨 励 金	20	6,000	24	7,200	21	10,500
合 計	109	129,100	90	128,800	91	130,000

研究分野 (部 別)	23 年度		24 年度		昭和 51～平成 24 年度 合 計	
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
医 学	20	53,500	24	53,800	752	2,716,780
環境科学	3	3,300	6	13,900	70	205,540
理 学	3	4,100	4	5,900	243	850,410
工 学	4	6,900	3	8,600	422	1,613,260
農 学	6	15,600	2	2,800	104	267,200
文 学	18	17,700	11	9,100	547	699,060
法 学	2	2,400	1	2,000	64	104,320
経 済 学	8	8,800	10	10,700	180	228,380
家 政 学	2	2,200	1	800	91	208,260
体 育 学	4	2,200	3	4,500	13	26,800
教 育 学	4	2,800	6	2,900	166	180,970
計	74	119,500	71	115,000	2,652	7,100,980
若手研究者 奨励金	20	10,000	30	15,000	115	48,700
合 計	94	129,500	101	130,000	2,767	7,149,680

【(小項目)1-5-2】	(2) 研究成果の普及の取組状況	【評定】 A																		
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:研究成果の公開、普及への取組を積極的に行う。</p> <p>中期計画:国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努める。</p>		H20	H21	H22	H23	H24														
		A	A	A	A	A														
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.37～38 参照。</p>																		
評価基準	実績	分析・評価																		
<p>【研究成果の普及の取組状況】</p> <p>国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努めたか。</p>	<p>(2) 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努めた(実績報告書 P.37～38)。</p> <p>【研究成果の収録と公表】(実績報告書 P.37～38)</p> <p>○ 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果の収録(実績報告書 P.37)</p> <p>学術研究振興資金(平成 19 年度～23 年度)の交付研究課題の研究成果について、研究テーマ、研究代表者、研究機関名、研究期間、研究の概要等のデータを、国立情報学研究所の学術コンテンツの一環である「民間助成研究成果概要データベース」へ、公益財団法人助成財団センターを通じて、下表のとおり、毎年度情報提供を行い、収録を確認した。</p> <table border="1" data-bbox="705 1045 1467 1204"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収録原稿送付日</td> <td>7 月 28 日</td> <td>7 月 29 日</td> <td>7 月 29 日</td> <td>7 月 26 日</td> <td>7 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>データベース収録日</td> <td>12 月 18 日</td> <td>12 月 21 日</td> <td>12 月 28 日</td> <td>1 月 4 日</td> <td>2 月 18 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 『学術研究振興資金 学術研究報告』の作成・配布(実績報告書 P.37～38)</p> <p>採択した研究について『学術研究振興資金 学術研究報告(平成 20 年度は刊行物、平成 21 年度以降はCD-R)』を作成し、資金交付校、基金への寄付者、民間助成団体、国立国会図書館、経済団体、希望者に配付した。</p>	区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	収録原稿送付日	7 月 28 日	7 月 29 日	7 月 29 日	7 月 26 日	7 月 30 日	データベース収録日	12 月 18 日	12 月 21 日	12 月 28 日	1 月 4 日	2 月 18 日	<p>研究成果について、研究テーマ、研究代表者、研究機関名、研究期間、研究の概要等のデータを国立情報学研究所の「民間助成研究成果概要データベース」に収録して公開したほか、「学術研究振興資金学術研究報告」を作成し、資金交付校等に配布、またホームページ、広報誌でも告知を行った。また、学術研究振興資金制度及びその公募要領についても、研修会等の場を通じて配布するなどしており、評価できる。</p>
区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度															
収録原稿送付日	7 月 28 日	7 月 29 日	7 月 29 日	7 月 26 日	7 月 30 日															
データベース収録日	12 月 18 日	12 月 21 日	12 月 28 日	1 月 4 日	2 月 18 日															

なお、研究成果の公開をより進めるため、『平成 23 年度学術研究振興資金 学術研究報告』(平成 24 年度作成)を一般の希望者へも配布する旨を、事業団ホームページ及び『月報私学』11 月号において告知した。

○ 広報誌『月報私学』への研究成果の掲載(実績報告書 P.38)

平成 22 年度若手研究者奨励金及び平成 23 年度若手研究者奨励金に採択された大学及び短期大学の助教(延べ 4 名)の研究の成果を、それぞれ広報誌『月報私学』平成 23 年 8 月号、平成 24 年 8 月号に掲載した。

【研究成果を広く研究者へ普及する取組】(実績報告書 P.38)

○ 学術研究振興資金の公募要領及び記入要領のホームページへの掲載(実績報告書 P.38)

学校法人の研究者、事務担当者への周知・利便のため、翌事業年度交付する学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領、記入要領、申請書様式(ダウンロード可能)を、毎年度 8 月下旬から 9 月初旬にかけて学校法人宛てに公募通知文書とともに発送し、同時期に事業団ホームページに掲載した。

○ 学術研究振興資金制度の情報提供(実績報告書 P.38)

学術研究振興資金制度の周知を図るため、事業団の機関情報及び学術研究振興資金の情報について、以下の 3 つの団体のホームページに情報の更新を依頼し、確認を行った。

- ・ 公益財団法人助成財団センターの「助成団体データベース」(毎年度実施)
- ・ 大学病院医療情報ネットワーク研究センターの「大学病院医療情報ネットワーク」(平成 20 年度より毎年度実施)
- ・ 独立行政法人科学技術先端機構の「産学官連携支援データベース」(平成 23 年度より毎年度実施)

○ 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募に係る案内の配布(実績報告書 P.38)

- ・ 学校法人の事務担当者への周知のため、平成 23 年度より私立大学等が参加する各種研修会の会場にて、学術研究振興資金及び

	<p>若手研究者奨励金の公募に係る案内を配布した。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 24 年度より、事業団職員が出張その他で大学・短期大学・高等専門学校法人を訪問する際、学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募に係る案内を配布した。・学校法人の理事長、私立大学、私立短期大学の学長への周知のため、平成 23 年度より「私学リーダーズセミナー」の会場にて、学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募に係る案内を配布した。	
--	---	--

【(小項目)1-5-3】	(3) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 選考審査の客観性及び透明性の確保を図る。</p> <p>中期計画: 研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>		A	A	A	A	A
<p>【(小項目)1-5-3】</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.38~40 参照。</p>				
<p>評価基準</p>	<p>実績</p>	<p>分析・評価</p>				
<p>【審査の客観性及び透明性の確保の取組状況】</p> <p>研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表したか。</p>	<p>(3) 研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する(実績報告書 P.38~40)。</p> <p>【研究分野別の選考委員による審査の実施】(実績報告書 P.38~39)</p> <p>○ 学術研究振興資金(実績報告書 P.38~39)</p> <p>研究課題の採択にあたっては、審査の客観性を確保する観点から、外部の選考委員で構成された学術研究振興資金選考委員会において「人文・社会科学系」「理工系、農学系」「生物系、医学系」の研究系統分野ごとに、「学術研究振興資金採択基準」(平成 16 年 3 月 30 日理事長裁定)に基づき、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性、について審査を行い、採択研究を決定した。</p> <p>○ 若手研究者奨励金(実績報告書 P.39)</p> <p>研究課題の採択にあたっては、審査の客観性を確保する観点から、「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」(平成 19 年 10 月 18 日理事長裁定)に基づき、</p> <p>平成 20 年度、平成 21 年度は「人文・社会科学系」</p> <p>平成 22 年度、平成 23 年度は「理工系、農学系及び理学系・工学系・農学系の複合分野」</p> <p>平成 24 年度、平成 25 年度は「生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野」</p> <p>を専門とする外部の審査専門委員により、①研究目的・内容の着眼</p>	<p>研究課題の採択にあたっては、審査の客観性を確保する観点から、外部の選考委員の参加を得て研究分野別に審査を行っており、また、選考プロセスの透明性を確保するために、採択基準、応募状況、採択状況が全てホームページで公表されているなど、評価できる。</p>				

点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性、④研究の発展性について審査を行い、学術研究振興資金選考委員会において採択研究を決定した。

学術研究振興資金 採択状況

区 分	人文・社会科学系					理工系、農学系				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
応募件数(件)	74	66	76	66	59	36	37	56	42	66
採択件数(件)	29	28	32	28	22	14	20	22	18	23
採択率(%)	39.2	42.4	42.1	42.4	37.3	38.9	54.1	39.3	42.9	34.8
交付額(千円)	28,500	30,700	31,700	24,700	15,200	31,900	38,900	33,600	33,300	50,200

区 分	生物学系、医学系					合 計				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
応募件数(件)	65	50	57	61	67	175	153	189	169	192
採択件数(件)	23	22	20	25	21	66	70	74	71	66
採択率(%)	35.4	44.0	35.1	41.0	31.3	37.7	45.8	39.2	42.0	34.4
交付額(千円)	61,200	49,900	54,200	57,000	49,400	121,600	119,500	119,500	115,000	114,800

(注)年度は、交付対象年度であり、本採択については、前年度に実施している。

若手研究者奨励金 採択状況

区 分	人文・社会科学系	理工系、農学系		生物学系、医学系	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
応募件数(件)	53	49	63	79	77
採択件数(件)	28	21	21	30	30
採択率(%)	52.8	42.9	33.3	38.0	39.0
交付額(千円)	8,400 (7,200)	10,500	10,500 (10,000)	15,000	15,000 (14,500)

- (注)1. 年度は、交付対象年度であり、本採択については、前年度に実施している。
2. 交付額は、平成21年度については(一律1件300千円)、平成22年度以降については(一律1件500千円)である。
3. 交付額の()内の表記は、採択決定後の辞退を除いた実際の交付額である。辞退の内訳は、それぞれ次のとおりである。[平成21年度:4件(1,200千円)、平成23年度:1件(500千円)、平成25年度:1件(500千円)]

【採択状況等の公表】(実績報告書 P.40)

審査の透明性を確保する観点から、研究課題の採択に関する情報として採択基準、応募状況、採択状況を以下のとおり、毎年度ホームページで公表した。

○ 採択基準の公表

翌事業年度に交付される学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の採択に必要な採択基準について、交付の見直しに係る必要な改正を行ったうえ、ホームページで公表した。

○ 応募状況の公表

翌事業年度に交付される学術研究振興資金の研究区分別、新規・継続別、学校種別の応募件数及び資金交付希望額並びに若手研究者奨励金の応募状況を、ホームページで公表した。

○ 採択状況の公表

「学術研究振興資金選考委員会」において審議され、採択の決定した学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の採択状況(交付先、研究課題、研究者代表、交付額)を、ホームページで公表した。

【(小項目)1-5-4】	(4) 取扱基準の周知の取組状況	【評定】 A																
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学術研究振興資金の適正な使用に関する取組を強化し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>中期計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p>		H20	H21	H22	H23	H24												
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>		B	A	A	A	A												
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.40~41 参照。</p>																
評価基準	実績	分析・評価																
<p>【取扱基準の周知の取組状況】</p> <p>学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図ったか。</p>	<p>(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図った(実績報告書 P.40~41)。</p> <p>【学術研究振興資金の適正な使用に資する取扱基準の周知の取組】(実績報告書 P.40~41)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱基準の策定とホームページによる周知(実績報告書P.40) <p>「学術研究振興資金等の不適切な使用等が行われた場合における取扱い」(平成20年8月13日理事長裁定)を策定し、平成21年度からホームページに掲載することで、当該資金についての適正な管理・執行を依頼するとともに、不適切な使用を行った場合の資金の返還、応募資格の停止等の措置について周知を図った。</p> ○ 文書による依頼(実績報告書P.40) <p>学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付が決定した学校法人の理事長、研究者及び資金事務担当者に対し、「学術研究振興資金の適正な使用について(お願い)」を、毎年度交付決定通知書に同封して送付し、当該資金についての適正な管理・執行を依頼するとともに、不適切な使用を行った場合の資金の返還、応募資格の停止等の措置について周知を図った。</p> <table border="1" data-bbox="689 1332 1444 1433"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>109</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>94</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	件 数	109	90	91	94	101	<p>「学術研究振興資金等の不適切な使用等が行われた場合における取扱い」を策定してホームページに掲載するとともに、関係学校法人に適切な使用の依頼を行い、また公募要領にも注記して周知を図るなどしており、評価できる。</p>				
区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度													
件 数	109	90	91	94	101													

○ 学術研究振興資金等の公募要領による注記(実績報告書P.40～41)

学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領の中に、当該研究以外への使用や架空取引等の不適切な使用とならないよう学校法人は十分な管理をすること、また、不適切な使用が行われた場合は、資金の返還や応募資格の停止など厳正な措置を取る旨を注記し、大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人に毎年度送付した。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
法人数	656	652	654	653	658

【(小項目)1-5-5】	(5) 基金事業の広報活動状況	【評定】 <p style="text-align: center;">A</p>				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標:学術研究振興基金の趣旨・目的等の広報活動を強化し、寄付者の理解向上に努める。 中期計画:経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化する。		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
【インプット指標】 【(小項目)1-5-1】と同じ		実績報告書等 参照箇所 実績報告書 P.41～42 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
【基金事業の広報活動状況】 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化したか。	(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化した(実績報告書 P.41～42)。 【基金事業の広報活動状況】(実績報告書 P.41～42) ○ ホームページによる広報活動(実績報告書P.41) 経済界、私学関係者等、広く協力と理解を得るため、「学術研究振興基金のご案内」「募金協力へのお願い」「寄付の申込方法」「寄付金に係る減免税措置」についてホームページに掲載した。 なお、「寄付の申込方法」における「寄付申込書」のダウンロードを可能とした(平成21年度)。 ○ 募金趣意書」パンフレットの利便性の向上(実績報告書P.41) 「募金趣意書」パンフレットの「寄付申込の方法」について、事業団の「振込口座一覧」や「寄付申込書」の様式を追加するなど、見直しを行った(平成21年度)。 ○ その他の媒体等を利用した広報活動(実績報告書P.41) ・ 日本経団連発行「週刊経団連タイムス」紙面において、学術研究振興基金への寄付願いV広告を掲載した(平成23年度、24年度)。 ・ 広報誌『月報私学』において、「学術研究振興基金への寄付のお願い」と題し、税法上の優遇措置を含め募金協力をアピールする記事を掲載した(平成23年9月号、平成24年3月号、9月号、平成25年2月号)。	経済界、私学関係者等、広く協力と理解を得るため、「学術研究振興基金のご案内」等をホームページに掲載するとともに、広報誌を通じて基金への募金協力を要請し、また各経済団体に対しても、訪問の上「募金趣意書」を配布するなどしており、評価できる。				

- ・ 全国8ヶ所にある事業団の宿泊施設(ガーデンパレス)に「募金趣意書」及びPR紙を配置し、施設利用者等、広く一般に対して募金協力を呼びかけた(平成23年度、24年度)。
- ・ 一般財団法人教職員生涯福祉財団と私学事業団(共済事業本部)が共催した、私学共済制度加入者向けの「生涯生活設計セミナー」において、学術研究振興基金への寄付のお願いを配布し、退職後の生活設計を考える個人に向け、当基金への理解と協力を求めた(平成24年度)。

○ 「募金趣意書」の作成と経済団体への配布(実績報告書P.41~42)
 経済界への学術研究振興基金事業に係る広報活動のため、毎年度、経済団体を訪問し、各年度において作成した「募金趣意書」を、各団体の会員企業等へ配布を依頼した。なお、訪問した経済団体からは、広報誌等に同封して会員企業に送付することや、会員企業が集まる会議や各種委員会で配付する旨の回答を得た。

〈訪問した経済団体〉

日本経済団体連合会、日本工業倶楽部、全国銀行協会、全国地方銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本民営鉄道協会、日本鉄鋼連盟、石油化学工業協会、日本ガス協会、日本貿易会、日本産業機械工業会、日本自動車工業会、日本電機工業会、電機事業連合会、日本化学繊維協会、不動産協会

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
訪 問 団体数	10	9	12	13	17

○ 学術研振興基金への寄付金額(経済団体及び個人)(実績報告書P.42)

中期目標期間中の毎年度の学術研究振興基金への寄付金額(経済団体及び個人)は、下表のとおりである。

なお、平成23年度の寄付金額が例年に比べて少額となったのは、学術研究振興基金への寄付を継続的に行っていた経済団体が、当初予算の段階では当該基金への寄付を予定していたところ、東日本大震災の被災地への義援金に、事業団への寄付金を振り替えたこと

によるものである。

学術研究振興基金への寄付金額(経済団体及び個人)

(単位:千円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
寄付金額	5,201	5,667	5,202	151	5,052

【(中項目)1-6】	6 事業に関する情報開示	【評定】 A				
【(小項目)1-6-1】	(1) ホームページ等を活用した情報開示の状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>中期計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.43~44 参照。				

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	-	-	-	-	-
業務経費	-	-	-	-	-
(貸付事業収益)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
従事人員数	-	-	-	-	-

【インプット指標を記載できない理由】

私学事業団のホームページ、広報誌「月報私学」及び新聞等の発表に関しては、各課の担当者が業務の一環として作成、編集、申請、承認及び照会を行っているため、専属で従事している部署や組織、人員は存在していない。また、システム維持管理経費(ホームページ)及び広報関係経費(印刷・発送費)についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは困難。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【ホームページ等を活用した情報開示の状況】</p> <p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行ったか。</p>	<p>(1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行った(実績報告書 P.43~44)。</p> <p>【私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示】(実績報告書 P.43~44)</p> <p>○ 新聞等への発表(実績報告書P.43)</p> <p>私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、交付決定と同時または速やかに学校別交付額等を報道機関に発表するとともにホームページに掲載した。</p>	<p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の各事業の情報については、ホームページに掲載するほか、広報誌、新聞発表も行って情報開示を行っており、評価できる。</p>

区 分	交 付 決 定	新聞等への発表
平成 20 年度	平成 21 年 2 月 23 日	平成 21 年 3 月 27 日
平成 21 年度	平成 22 年 2 月 26 日	平成 22 年 2 月 26 日
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 8 日	平成 23 年 3 月 8 日
平成 23 年度	平成 24 年 2 月 29 日	平成 24 年 2 月 29 日
平成 24 年度	平成 25 年 3 月 12 日	平成 25 年 3 月 14 日

※ホームページへの掲載は新聞等への発表と同日である。

○ 広報誌『月報私学』への掲載(実績報告書P.43)

毎年度、配分方法の変更点、予算額、会計検査院の实地検査結果などを事業団広報誌「月報私学」に掲載した。

【受配者指定寄付金の交付先等の事業に関する情報開示】(実績報告書 P.43～44)

○ ホームページを活用した積極的な情報開示(実績報告書P.43～44)

受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付対象事業名について、配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。

ホームページでの公開状況

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件 数	274	269	407	365	352

【学術研究振興資金の交付先等の事業に関する積極的な情報開示】(実績報告書 P.44)

○ 新聞等への発表(実績報告書P.44)

毎年度5月に交付される学術研究振興資金及び若手研究者奨励金について、採択された学校ごとの研究課題を同資金の贈呈式の開催に合わせ報道機関に発表した(平成23年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金については、東日本大震災の影響に配慮し、贈

呈式を開催しなかったため、ホームページの交付課題研究一覧にて対応した)。

○ ホームページを活用した積極的な情報開示(実績報告書P.44)

採択した学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の採択状況(交付先、研究課題、研究代表者、交付額)を毎年度ホームページで公開した。

また、研究成果の公開をより進めるため、「学術研究振興資金 学術研究報告」を希望者へも配布する旨を、平成24年度からホームページに掲載した。

○ 広報誌『月報私学』への掲載(実績報告書P.38・44)

採択した学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の採択状況(交付件数、交付額)を毎年度広報誌『月報私学』に掲載した。(実績報告書P.44)

また、若手研究者奨励金に採択された大学及び短期大学の助教(延べ4名)の研究の成果を、それぞれ広報誌『月報私学』に掲載した(平成23年度、24年度)。(実績報告書 P.38)

さらに、研究成果の公開をより進めるため、「学術研究振興資金 学術研究報告」を希望者へも配布する旨を、平成24年度より『月報私学』において告知した。(実績報告書P.44)

【(小項目)1-6-2】	(2) 公表資料のホームページへの掲載状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>中期計画: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-6-1】と同じ</p> <p>【インプット指標を記載できない理由】</p> <p>私学事業団のホームページは、各課担当者が業務の一環として作成や編集を行い、管理者に対する申請、承認を経て外部に公開する仕組みとなっているため、ホームページ業務として専属で従事している部署や組織、人員は存在していない。また、システム維持管理経費についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは困難。</p>		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.44 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【公表資料のホームページへの掲載状況】</p> <p>公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載したか。</p>	<p>(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載した(実績報告書 P.44)。</p> <p>【公表資料の公表と同時のホームページ掲載】</p> <p>法令で公表が義務付けられている資料、事業団が公表すべき資料として公表した資料について、中期目標期間の各年度に最新の情報を公表すると同時にホームページに掲載し、学校法人及び広く一般に周知した。</p>	<p>法令で公表が義務付けられている資料、事業団が公表すべき資料として公表した資料については、いずれも最新の情報を公表すると同時にホームページにも掲載しており、評価できる。</p>				

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	【評価】 A				
【(中項目)2-1】	1 効率的な業務運営体制の確立	【評価】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p> <p>中期計画:業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.45～49 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【効率的な業務運営体制の確立】</p> <p>業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行ったか。</p> <p>【内部統制の取組】</p> <p>内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。</p>	<p>【組織編成の見直し】(実績報告書 P.45)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、平成20年度に以下の組織編成の見直しを行った。(実績報告書 P.45) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務監査班の法務部門を総務部総務課へ移設し、監査部門を充実・強化させるため監査室を設置した。 ・ 私学情報部と私学経営相談センターを統合し、情報収集・提供事業と私学に対する経営相談事業の連携を強化するとともに、その一体的かつ効率的な推進を図るため、私学経営情報センター(経営支援室と私学情報室の開設)を設置した。 ・ 提案型融資への切り替えなど、融資事業の充実を図る観点から、融資班を融資課へ変更した。 ・ 業務の効率化を図ったことにより、財務部経理第一課の資金係を経理係へ統合した。 <p>【内部統制について】(実績報告書 P.45～47)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の長のマネジメント(実績報告書 P.45～47)(リーダーシップを発揮できる環境の整備状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、運営審議会 <p>理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備については、理事長並びに各理事の責任体制の明確化と意思決定の迅速化・透明性を確保する観点から、平成16年度において事業団法の規定との整合性を図りつつ、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割を明確にした。</p> 	<p>効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、機動的に組織改正を行ってきており、また、内部統制の観点から理事長がリーダーシップを発揮できる体制の整備を進めるとともに、理事会等の審議内容について、ポータルサイトを通じて職員に周知徹底するなどしている。人事、予算、契約等についても、重要案件に関しては理事長の決定に委ねている。事業団のミッションに関しては中期計画で明かにするとともに、ポータルサイトを通じて全役職員に周知されている。</p> <p>これら業務執行体制の適切な運用を担保するものとして、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査が実施されている。</p> <p>なお、私学振興事業本部と共済事業本部の統合については、本中期計画期間中の実施は見送ることとしたが、人事交流、双方の業務に精通した人材育成等を進めているところであり、効率的かつ機能的な組織運営の推進として、評価できる。</p>				

理事会は、理事長及び理事により構成され、各担当理事は、理事長が指示する業務運営の目標、基本的考え方(中期目標・中期計画・年度計画等含む。)の下で、担当する業務の執行方針を定め、その実施につき理事長に対し責任を負う。非常勤理事(4名)は、理事会に出席し、事業団の外部理事の立場から業務運営全般について意見を述べるとしている。

また、監事は、理事会に出席し意見を述べることができるほか、理事長に提出した監査結果の報告書を理事会に提出することができる。

これにより、事業団としての意思決定を行うべき重要な事項については、外部からの非常勤理事を含む理事会で審議したうえで、理事長が決定することとなっている。

さらに、理事長が外部の有識者の意見を聞く諮問機関として、事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため組織された運営審議会を設置しており、これにより業務運営の一層の適正性が担保されている。

理事会及び運営審議会において審議された内容は、各部署の管理職が審議内容等を各職員に報告するとともに、理事会における議事録を内部職員向けポータルサイトに掲載することで周知徹底を図っている。

・ 執行役員会議

執行役員会議は、理事会で決定した基本方針等の下で、具体的な業務運営についての実質的な協議を行う場及び理事会への提出議案を整理し、事前の調整等を行い、当面する懸案事項及び今後の重要課題について協議する機関として随時開催しており、審議決定機関ではないものの、「危機管理」、「法令遵守」、その他緊急事態には迅速かつ的確な対応を決定できる体制をとっている。

なお、会議結果については、各部署の管理職が検討内容等を各職員に報告し周知徹底を図っている。

・ 人事

理事長の権限に関して、職員の採用、配置換、昇任、管理職への登用などについては、理事長により決定された人事異動基本方針に沿って、担当理事の下で原案を作成し、理事長が決定・実施している。

また、部次長職の人事異動発令に際して、各担当部署における重要課題に対する取組の姿勢等について理事長から直接指示が与えられるとともに、その他の人事異動発令、管理職研修等の機会に事業団の職員とし

てあるべき姿勢について教示がなされている。

・ 予算、決算

予算の執行のうち、貸付事業における財源の調達など重要事案については、理事長が決定している。

決算についても年度計画と同様に、理事会において審議し、理事長が決定している。さらに、助成勘定では財務諸表の信頼性を高めるため、自主的に監査法人の監査を実施しているが、監査法人から監査意見を受領する際、財務諸表作成責任や内部統制を構築する責任が理事長にあることを確認している。

・ 契約

契約については、政府調達適用基準額を超える政府調達案件（一般調達案件も含む）は、担当理事を委員長とする調達委員会において審議した後、契約金額により定められた専決者から承認を受けている。これにより理事の責任体制の明確化と権限の委譲により意思決定の迅速化が図られている。ただし、契約金額が1億円を超える契約については重要事案として、理事長が決定している。

(単位:万円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1,700	1,700	1,500	1,500	1,200

(法人のミッションの役職員への周知徹底)

事業団助成業務における法人としてのミッションは、中期計画の前段に「基本方針」として明記している。この基本方針は、平成20年3月18日の第45回運営審議会及び第66回理事会において審議された後、文部科学大臣の認可を受けたものである。

その内容については、管理職が全職員に理事会の資料を基に報告するとともに、議事録についても、内部職員向けポータルサイトにて全役職員に伝達し周知徹底を図っている。

なお、執行役員会議、運営審議会、理事会等の議事内容について、管理職から職員への会議資料を基にした報告により周知徹底が図られている。

また、年度初め(4月)・半期(10月)・年末(12月)・年始(1月)など節目の時期には、全役職員を対象にした理事長による講話があり、随時意識共有を図

っている。

(参考)

日本私立学校振興・共済事業団法 第2章 役員等(抜粋)

(役員)

第10条 事業団に、役員として、理事長1人、理事9人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第11条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

【監事監査・内部監査・外部監査の実施】(実績報告書 P.47～48)

平成18年度より、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三様監査を実施し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに会計の適正を期する監査体制を整えている。

監事にあつては、会計監査や業務監査の実施以外に理事会、執行役員会議、その他重要な会議への出席や原議書の回付等を通じ、組織の意思決定状況などを確認している。監査項目に「前年度の年度計画の実績」及び「当年度の年度計画の進捗状況」を設けており、数値が記載されている定量的な事項について確認を行うとともに、特に定性的な記載の計画事項については、前年度の年度計画の評価と当年度の年度計画の達成状況について確認し、必要に応じ意見を述べている。

理事長は、毎年度当初に監事から監査計画について報告を受け、四半期ごとに監査実施結果の報告を受けるとともに監事と意見交換を行った。

(監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況)

監事にあつては、監査実施以外に理事会、執行役員会議、その他重要な会議への出席や原議書の回付等を通じ、組織の意思決定状況などを確認してい

る。

(法人の長に対する監査結果の報告状況)

監事は、理事長に対して、毎年度当初に監査計画について報告し、監査実施結果については適宜報告するとともに理事長と意見交換を行っている。

内部監査の結果については、四半期ごとに監査室長が理事長に報告している。

(監事監査における指摘事項への対応状況)

理事長は、監事監査の指摘事項について監事と意見交換を行い、その後、各担当理事に指摘事項を書面で伝達して指摘事項について改善するよう指示している。各担当理事は、理事長からの指示に基づき速やかに改善に取り組み、措置結果について理事長へ報告を行い、理事長は改善した結果を書面により監事に報告している。

監事は、理事長からの改善結果の報告を受け、その内容及びそれに対する監事の見解を、半期ごとに執行役員会議で報告するとともに、理事会においても年1回報告し、役職員への周知を図った。

【情報セキュリティポリシー】に基づく取組(実績報告書 P.48)

○ 「自己点検票」による調査の実施(平成21年度～24年度)【再掲】

私学振興事業本部に勤務し、業務ネットワークに接続している者に対して「自己点検票」による調査を実施した結果、「情報セキュリティポリシー実施手順書」に違反する回答はなかった。また、調査後、自己点検に基づく改善チェックリストを作成し、自己点検後のフォローを行った。

点検結果は「情報セキュリティポリシー」に基づき設置されている「情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)」にて報告した。

○ 情報セキュリティ研修の実施(平成20年度～24年度)【再掲】

私学振興事業本部に勤務する者(派遣・アルバイトを含む)に対し、情報セキュリティ対策を適切に実践させるよう研修を行った。内容は、主にデータ持ち出しの際の注意事項やインターネット・メール等使用時の注意事項、情報漏えいの対策等についての説明を行い、さらに平成24年度からはビデオ教材を導入し、難解になりがちなセキュリティについて、より解りやすい研修にするよう努めた。

【情報セキュリティ対策基準の改定】(平成 24 年度)【再掲】(実績報告書 P.48～49)

情報セキュリティポリシーについては、平成 23 年度に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定されたことをうけ、事業団においても情報セキュリティ対策基準について政府統一基準に準拠した改定を行った。

【人員配置の見直し】(実績報告書 P.49)

○ 私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討(実績報告書 P.49)

私学振興・共済事業を適切かつ総合的、効果的に推進するため、両事業本部を統合整備する検討を行った。

各年度の取組は、以下のとおりである。

[平成 20 年度]

私学振興・共済事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくためには、両事業本部を統合整備する必要があることから、※多極分散型国土形成促進法及び閣議決定(昭和 63 年)を踏まえ以下のような具体的検討を行った。

- ・ 統合整備するうえで課題となる点等についての関係省庁との勉強会の実施
- ・ 私学振興事業本部と共済事業本部を含めた候補地域の検討
- ・ 私学振興事業本部等の候補地域の容積率等法的規制の確認
- ・ 想定する新事務所への各部署・人員配置等オフィスレイアウト案の作成
- ・ 新事務所を建築する場合に必要な日数等スケジュールの検討

※ 多極分散型国土形成促進法及び閣議決定(昭和 63 年)

事業団及び特殊法人等が移転する場合は都区部外へ出ることとされており、特別な理由がない場合には都区内に残ることは認められていない。

[平成 21 年度]

平成 20 年度に文部科学省との勉強会を開催し、両事務所の統合整備の課題等の検討を行った。事業団が私学振興という役割を果たすためには、学校法人・加入者等に対するきめ細やかな相談体制を維持し、関係省庁、私学団体等との密接な連携を図っていく必要があり、これらの関係機関が集中する都区内に統合事務所を確保する必要がある。

	<p>ること。また、年金一元化等の状況が不透明なことから、両事務所の統合についてのさらなる検討は、今後の審議状況を注視しながら進めることとし、事務所間の人事交流及び組織・環境整備等実施可能な事項について進めることとした。</p> <p>[平成 24 年度]</p> <p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、これまで両事業本部の統合事務所の整備に関する具体的な課題等の検討を行ってきた。その結果、助成業務では学校施設の耐震化に対する長期低利融資制度を推進するため、平成 25 年度以降の 3 年間は事務所の統合に必要な利益を安定的に確保する見通しが立たず、また、共済業務においても平成 27 年 10 月からスタートする年金一元化に向けた業務の煩雑化及び年金一元化以降の事務体制が明確ではないことから、第 3 期中期目標期間中には事務所の統合は行わないこととした。当面は両事務所間での人事異動及び組織・環境の整備等対応可能な事項について積極的に進めていくこととする。</p>	
--	--	--

【(中項目)2-2】	2 経費等の縮減・効率化	(【評定】 <div style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">A</div>																																																												
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、自己収入の増に努め、平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る。</p> <p>中期計画:業務運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、自己収入の増に努め、平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る。</p>		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p style="background-color: #cccccc; margin-top: 5px;">実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.50～53 参照。</p>					H20	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A	A																																														
H20	H21	H22	H23	H24																																																										
A	A	A	A	A																																																										
評価基準	実績	分析・評価																																																												
<p>【経費等の縮減・効率化】</p> <p>・平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図ったか。</p> <p>【一般管理費の削減状況】</p> <p>中期目標期間中の一般管理費の削減は順調に進められたか。</p>	<p>【経費等の縮減・効率化】(実績報告書 P.50～53)</p> <p>中期目標期間の最後の事業年度である平成 24 年度の一般管理費及び人件費の計画予算額は 167,217 千円となり、平成 19 年度 187,885 千円に対して 11%縮減を達成した。</p> <p>中期目標期間中、一般管理費等の計画予算執行に当たっては、予算執行の進捗状況、支出内容を精査し、予算の計画的、効率的な執行を図った。</p> <p>一般管理費については、一般競争入札による調達価格の削減、光熱水費の節減等に取り組み、中期計画に沿って削減を図った。</p> <p>その結果、平成 24 年度の一般管理費の実績額は 165,751 千円となり、計画予算額 167,217 千円に対して 1,466 千円の削減を実現した。また、平成 19 年度予算額 187,885 千円に対して 22,134 千円の削減となった。</p> <p>中期目標期間の一般管理費の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">平成19年度</th> <th colspan="8">第2期中期計画</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成20年度</th> <th colspan="4">対19年度比</th> <th colspan="2">平成21年度</th> <th colspan="2">対19年度比</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>金額</th> <th>比較</th> <th>増減額</th> <th>増減率</th> <th>金額</th> <th>比較</th> <th>増減額</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般管理費</td> <td>計画予算</td> <td>187,885</td> <td>183,751</td> <td>予算-予算</td> <td>△ 4,134</td> <td>△ 2.2 %</td> <td>179,618</td> <td>予算-予算</td> <td>△ 8,267</td> <td>△ 4.4 %</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>166,707</td> <td>158,965</td> <td>予算-実績</td> <td>△ 28,920</td> <td>△ 15.4 %</td> <td>158,362</td> <td>予算-実績</td> <td>△ 29,523</td> <td>△ 15.7 %</td> </tr> <tr> <td>予算実績差異</td> <td>△ 21,178</td> <td>△ 24,786</td> <td>実績-実績</td> <td>△ 7,742</td> <td>△ 4.6 %</td> <td>△ 21,256</td> <td>実績-実績</td> <td>△ 8,345</td> <td>△ 5.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19年度	第2期中期計画								平成20年度		対19年度比				平成21年度		対19年度比		金額	金額	比較	増減額	増減率	金額	比較	増減額	増減率	一般管理費	計画予算	187,885	183,751	予算-予算	△ 4,134	△ 2.2 %	179,618	予算-予算	△ 8,267	△ 4.4 %	実績	166,707	158,965	予算-実績	△ 28,920	△ 15.4 %	158,362	予算-実績	△ 29,523	△ 15.7 %	予算実績差異	△ 21,178	△ 24,786	実績-実績	△ 7,742	△ 4.6 %	△ 21,256	実績-実績	△ 8,345	△ 5.0 %	<p>平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減という目標に対し、調達改善等の努力により、いずれも目標をクリアする縮減を達成しており、さらに決算実績は予算の範囲内にとどまり、より大きな縮減を実現しているものと評価できる。</p>
区 分	平成19年度			第2期中期計画																																																										
				平成20年度		対19年度比				平成21年度		対19年度比																																																		
		金額	金額	比較	増減額	増減率	金額	比較	増減額	増減率																																																				
一般管理費	計画予算	187,885	183,751	予算-予算	△ 4,134	△ 2.2 %	179,618	予算-予算	△ 8,267	△ 4.4 %																																																				
	実績	166,707	158,965	予算-実績	△ 28,920	△ 15.4 %	158,362	予算-実績	△ 29,523	△ 15.7 %																																																				
	予算実績差異	△ 21,178	△ 24,786	実績-実績	△ 7,742	△ 4.6 %	△ 21,256	実績-実績	△ 8,345	△ 5.0 %																																																				

(単位:千円)

区 分		平成19年度		第2期中期計画						
		金 額		平成22年度			平成23年度			
				対19年度比			対19年度比			
		比較	増減額	増減率	比較	増減額	増減率			
一般管理費	計画予算	187,885	175,484	予算-予算	△ 12,401	△ 6.6 %	171,351	予算-予算	△ 16,534	△ 8.8 %
	実 績	166,707	154,780	予算-実績	△ 33,105	△ 17.6 %	160,194	予算-実績	△ 27,691	△ 14.7 %
				実績-実績	△ 11,927	△ 7.2 %		実績-実績	△ 6,513	△ 3.9 %
	予算実績差異	△ 21,178	△ 20,704				△ 11,157			

(単位:千円)

区 分		平成19年度		第2期中期計画			
		金 額		平成24年度			
				対19年度比			
		比較	増減額	増減率			
一般管理費	計画予算	187,885	167,217	予算-予算	△ 20,668	△ 11.0 %	
	実 績	166,707	165,751	予算-実績	△ 22,134	△ 11.8 %	
				実績-実績	△ 956	△ 0.6 %	
	予算実績差異	△ 21,178	△ 1,466				

○ 一般管理費削減の具体的取組(実績報告書 P.51~52)

・ 予算の計画的、効率的執行

一般管理費等の予算執行にあたっては、実績額について予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、上半期終了後、各部署に対して下半期の予算執行予定の調査及びヒアリング等を行った。これにより、予算執行の必要がなくなった項目の洗い出し、新たに支出が必要となった案件への予算の流用等を行うなどにより、予算の計画的、効率的な執行を図ることができた(平成 20 年度～24 年度)。

・ 一般競争契約等による調達価格の削減

* 建築設備管理等業務委託

建築設備管理等業務委託については、平成 20 年度から一般競争による業者選定を実施している。その結果、平成 24 年度の調達価格は、年額 9,790 千円となり、平成 19 年度に比べ年額 2,961 千円の削減が図られた。

* 自動車運行業務委託

自動車運行業務委託について、平成 19 年度から一般競争による業者選定を実施しており、さらなる削減の工夫として、平成 21 年度より湯島事務所との一括契約としている。その結果、一括契約後の

平成 21 年度に比べ、平成 24 年度の調達価格は年額 12,584 千円と年額 646 千円の削減が図られた。

*** 事務所警備**

事務所警備について、平成 19 年度から一般競争による業者選定を実施している。その結果、平成 24 年度の調達価格は 3,969 千円となり、平成 19 年度に比べ年額 2,331 千円の削減が図られた。

一般競争契約のうち業務委託契約の状況

(単位：千円)

項 目	平成 19 年度 支 出 額	第 2 期中期計画					
		平成 20 年度 支 出 額	平成 21 年度 支 出 額	平成 22 年度 支 出 額	平成 23 年度 支 出 額	平成 24 年度	
						支 出 額	対 19 年度比
建築設備管理等業務委託	12,751	13,125	9,958	11,970	10,710	9,790	△ 23.2%
自動車運行業務委託	5,972	6,163	13,230	11,900	11,025	12,584	△ 4.9%
事 務 所 警 備	6,300	4,305	4,186	4,158	4,410	3,969	△ 37.0%

(注) 自動車運行委託については、平成 21 年度より湯島事務所と一括契約となったため、平成 21 年度支出/平成 24 年度支出の比率とした

・ 印刷製本・備品等の購入

印刷製本については、調達額が少額であっても複数の印刷業者から見積書を徴し精査を行った(平成 20 年度～24 年度)。また、印刷物の電子化により印刷部数を削減し、印刷製本費の削減を図った(平成 20 年度～24 年度)。備品等の購入についても、複数の業者から見積書を徴し、購入価格の削減を図った。

・ その他

消耗品の購入費削減に努め、事務用品の再利用を行った。これによりコスト意識の浸透を図った。

・ 節電・節水の実施

- * 事務所内の冷暖房設備の温度設定(夏季 28℃、冬季 20℃)
- * 休憩時間中及び退庁時の室内照明の消灯
- * OA機器の電源オフによる節電
- * エレベーターの運転制限(2 基のうち、1 基は 18 時以降運転停止)
- * 自動水栓装置による節水

・ 節電行動計画(平成 23 年度、24 年度)

夏期の電力需給対策として、以下の節電行動計画を策定し、使用電力の削減を図った。

実施期間:平成 24 年 7 月 2 日～9 月 28 日迄

【事業費の削減状況】

中期目標期間中の事業費の削減は順調に進められたか。

節電目標：最大使用可能電力を 290 kwh と設定
 また冬期も、「今冬の節電対策について」を策定し、平成 24 年 12 月 3 日～25 年 3 月 29 日の間、暖房設備の温度設定を 20℃とするなどの節電対策に取組んだ。

- ・ 節電行動計画の結果(実績)
 各月の最大使用電力量はいずれも 290 kwh 以下を達成した(平成 24 年 7 月:274 kwh、8 月:273 kwh、9 月:283 kwh)。

○ 総費用の縮減(交付補助金・配付寄附金・雑損を除く)(実績報告書 P.52～53)

- ・ 平成 19 年度予算を基準として総費用については、5%以上の縮減を図ることとした。
- ・ 総費用の中には、一般管理費等の縮減を図るべき項目と国の予算を受けて計画予算に計上される私立大学等経常費補助金の交付に係る「交付補助金」、私立大学等経常費補助金の精算分の国庫返納に係る費目である「雑損」及び「配付寄附金」が含まれており、これらを一緒に管理すると削減効果がわかりにくいことから、これらを区分して管理し、縮減を図った。
- ・ 平成 19 年度計画額と平成 24 年度計画額について、「交付補助金」「配付寄附金」「雑損」を除いた計画額でみた場合、平成 24 年度は対平成 19 年度計画額 17.2%の縮減をもって編成した。
- ・ 平成 24 年度実績額は 10,312 百万円となり、平成 24 年度計画額 12,933 百万円を下回った(20.2%削減)。平成 19 年度計画額 15,626 百万円に対しては、5,313 百万円(34.0%)を縮減した。

中期目標期間の総費用の状況

(単位:千円)

区 分	平成19年度	第2期中期計画								
		金額	平成20年度			平成21年度				
			金額	対19年度比		金額	対19年度比			
				比較	増減額		増減率	比較	増減額	増減率
総費用 (交付補助金・ 配付寄附金・ 雑損を除く)	計画予算	15,626,844	14,092,896	予算-予算	△ 1,533,948	△ 9.8 %	13,496,454	予算-予算	△ 2,131,390	△ 13.6 %
	実績	14,944,169	13,442,262	予算-実績	△ 2,184,582	△ 14.0 %	12,746,857	予算-実績	△ 2,879,987	△ 18.4 %
	予算実績差異	△ 682,675	△ 650,634	実績-実績	△ 1,501,907	△ 10.1 %		実績-実績	△ 2,197,312	△ 14.7 %
										△ 748,597

(単位:千円)

区 分	平成19年度	第2期中期計画								
		金 額	平成22年度			金 額	平成23年度			
			対19年度比				対19年度比			
			比 較	増 減 額	増 減 率		比 較	増 減 額	増 減 率	
総費用 (交付補助金・ 配付寄附金・ 雑損を除く)	計画予算	15,626,844	12,944,416	予算-予算	△ 2,682,428	△ 17.2 %	12,662,083	予算-予算	△ 2,964,761	△ 19.0 %
	実 績	14,944,169	12,116,643	予算-実績	△ 3,510,201	△ 22.5 %	11,813,297	予算-実績	△ 3,813,547	△ 24.4 %
	予算実績差異	△ 682,675	△ 827,773	実績-実績	△ 2,827,526	△ 18.9 %	△ 848,786	実績-実績	△ 3,130,872	△ 21.0 %

(単位:千円)

区 分	平成19年度	第2期中期計画				
		金 額	平成24年度		対19年度比	
			対19年度比		対19年度比	
			比 較	増 減 額	増 減 率	比 較
総費用 (交付補助金・ 配付寄附金・ 雑損を除く)	計画予算	15,626,844	12,933,419	予算-予算	△ 2,693,425	△ 17.2 %
	実 績	14,944,169	10,312,844	予算-実績	△ 5,314,000	△ 34.0 %
	予算実績差異	△ 682,675	△ 2,620,575	実績-実績	△ 4,631,325	△ 31.0 %

【一般管理費の削減状況】(基準額 平成19年度予算額 187,885千円)

	実績	削減割合
一般管理費		
20年度	158,965千円	—
21年度	158,362千円	15.7%
22年度	154,780千円	17.6%
23年度	160,194千円	14.7%
24年度	165,751千円	11.8%

【事業費の削減状況】(基準額 平成19年度予算額 15,626,844千円)

	実績	削減割合
事務経費		
20年度	13,442,262千円	—
21年度	12,746,857千円	18.4%
22年度	12,116,643千円	22.5%
23年度	11,813,297千円	24.4%
24年度	10,312,844千円	34.0%

【(中項目)2-3】	3 契約の適正化	【評定】														
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>中期計画:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p>		<p style="text-align: center;">A</p> <table border="1" data-bbox="1487 204 2163 277"> <thead> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績報告書等 参照箇所 実績報告書 P.54～57 参照。</p>					H20	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23	H24												
A	A	A	A	A												
評価基準	実績	分析・評価														
<p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約方式等、契約に係る規程類について、整備・運用は適切に行われたか。 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に行われたか。 <p>【随意契約等見直し計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間における「随意契約等見直し計画」は順調に実施・進捗したか。また、目標達成に向けた具体的取組は適切に行われたか。 <p>【中期目標期間における個々の契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、適切な検証が行われたか。 	<p>【契約の適正化】(実績報告書 P.54～57)</p> <p>事業団の締結する契約については、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等競争性の高い契約に移行することとする「随意契約見直し計画」を策定し、平成20年4月に公表した。</p> <p>「随意契約見直し計画」は平成22年度で終了したが、平成23年度以降も見直し計画の趣旨に沿って引き続き見直しを行った。</p> <p>中期目標期間の最終の事業年度である平成24年度において締結した契約については、全契約件数35件のうち、一般競争入札が21件(60.0%)、企画競争・公募6件(17.1%)、随意契約が8件(22.9%)となった(表1参照)。</p> <p>この結果、「随意契約見直し計画」の進捗状況は、表2のとおりである。</p> <p>なお、契約を伴う事業実施案件に係る調達方法、その他契約に関する必要な事項については、事業団内で設置する契約関係分科会、調達委</p>	<p>「随意契約見直し計画」は平成22年度で終了したが、平成23年度以降も、その趣旨に沿って引き続き見直しを継続している。契約に係る事項の公開については国の基準と同等とするなど、契約の競争性、透明性の確保の点で適切と評価できる。</p>														

員会において検討及び決定を行い、調達の結果については、毎月実施される監事による会計監査において、当該月の契約状況について監査を受けるとともに、毎月ホームページにおいて契約状況を公表することにより、調達の実施における客観性・透明性を図った。

また、契約に係る公表事項については、平成20年10月に予定価格と落札率を追加し、国の基準と同等の公表内容としている。

(表1) 中期目標期間の契約状況

(単位:千円)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
一般競争入札等	一般競争入札	(53.3%) 16	(28.2%) 112,338	(60.6%) 20	(26.8%) 110,041	(65.5%) 19	(86.2%) 361,010	(62.9%) 22	(88.7%) 387,551	(60.0%) 21	(85.2%) 428,618
	企画競争・公募	(10.0%) 3	(3.2%) 12,600	(12.1%) 4	(9.3%) 38,430	(13.8%) 4	(8.9%) 37,275	(17.1%) 6	(6.2%) 27,195	(17.1%) 6	(5.1%) 25,750
随 意 契 約	(36.7%) 11	(68.6%) 273,573	(27.3%) 9	(63.9%) 262,729	(20.7%) 6	(4.9%) 20,638	(20.0%) 7	(5.1%) 22,385	(22.9%) 8	(9.7%) 48,537	
合 計	(100.0%) 30	(100.0%) 398,511	(100.0%) 33	(100.0%) 411,200	(100.0%) 29	(100.0%) 418,923	(100.0%) 35	(100.0%) 437,131	(100.0%) 35	(100.0%) 502,905	

(注) 企画競争・公募: 競争性はあるもののあくまでも随意契約による調達における相手方選定の手法であり、将来的に一般競争入札へ移行するための準備が整うまでの間において限定的に運用されるもの。

公募の種類(公募には大別して次の2つの種類がある。)

① 企画競争(プロポーザル方式)

調達側において詳細かつ明確な仕様書等を作成することが困難であり、民間企業等が有している技術、ノウハウ及び企画等を競争させることによりはじめて目的が実現・達成できる調達案件について、その目的及び要求する技術等を明示して競争参加者を募る手続き。

② 随契事前確認公募

従来、調達側の一方的な判断により、その目的を実現・達成するためには現行受託者のみが有する特殊な技術・設備等が不可欠であるとして随意契約をしていた調達案件について、履行可能な他者の存在を確認するために、その技術・設備等を有する者を募る手続き。

(表2) 中期計画における随意契約見直し計画の状況 (単位:千円)

区 分	①平成18年度実績		②見直し計画 (平成20年4月公表)		③平成24年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
競争性のある契約	10	114,591	19	193,994	27	454,368	8	260,374
一般競争入札	10	114,591	18	168,794	21	428,618	3	259,824
企画競争・公募	0	0	1	25,200	6	25,750	5	550
随 意 契 約	16	195,443	7	116,039	8	48,537	1	△ 67,502
合 計	26	310,034	26	310,033	35	502,905	9	192,872

○ 契約に係る規程類の整備及び運用状況(実績報告書 P.56)

契約方式、契約事務手続き、公表事項等については、会計規程、会計規程の特例を定める規程、契約結果公表基準で規定しており、国に準じて(包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間など)適切に整備している。

また、契約の適正化を図る観点から、会計規程第 43 条に基づき「日本私立学校振興・共済事業団 競争入札関係事務取扱要領」(平成 22 年 3 月 30 日理事長裁定)(総合評価落札方式に関する取り扱いを含む)を別に定めるとともに、このほかに具体的なマニュアルとして「公募・企画競争の手続きに関する標準マニュアル」、「総合評価落札方式実施の手引」(平成 22 年 3 月 31 日財務部長決裁)を作成して、費用の低減、競争性の確保など公正な調達手続きを実施する運用体制を整備している。

○ 契約事務に係る執行体制、審査体制、第三者による委員会等の審議状況(実績報告書 P.56)

契約事務に係る執行体制(共済業務を含む)は、100 万円を超える調達案件については、契約課(9 名体制)が調達内容の精査等を行うことにより、契約業務の適正化及び一元管理の推進を図っている。特に政府調達適用基準額を超える政府調達案件(一般調達案件も含む)については、調達業務の適正化を図る観点から、契約関係分科会及び調達委員会において調達方法、仕様書の内容等について審議を行っている。

(単位:万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
政府調 適用基準額	1,700	1,700	1,500	1,500	1,200

○ 一者応札について(実績報告書 P.56～57)

これらを含む調達案件については、毎月実施する監事による会計監査及び契約課の業務監査において、契約内容や入札参加者が一者であった場合の理由など入札の状況について確認し、一者応札の契約のうち、内容をチェックした上で表記内容を工夫することなどによって、出来る限り多くの業者を参入させる努力を行っている。このほか、一者応札・応募の改善方策としては、引き続き調達予定の公表、公告期間の確保、公告方法の改善、参加招請の実施などの競争性を確保する方策のほか仕様の見直しを行うことにより、他の業者が参加しやすいよう改善に努めた。

期目標期間の一者応札の状況

(単位:千円)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	19	124,938	24	148,471	23	398,285	28	414,746	27	454,368
うち、一者応札 となった契約										
一般競争契約	2	18,191	4	15,574	3	277,832	5	301,472	5	302,035
指名競争契約										
企画競争										
公 募										
不落随意契約										
合 計	2	18,191	4	15,574	3	277,832	5	301,472	5	302,035

- ・ 一般競争入札における制限的な応札条件の有無
一般競争入札において、制限的な応札条件による一者応札の案件はない。
- ・ 再委託の有無と適切性
一般競争入札において、一者応札で再委託割合が高率で、かつ同一の再委託先に継続して再委託している案件はない。

<p>【関連法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 ・ 当該関連法人との業務委託の妥当性について検証されているか。 ・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性が検証されているか。 	<p>○ 入札結果の公表(実績報告書 P.57)</p> <p>入札結果の公表については、「契約結果公表基準」に基づいて毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表した。</p> <p>環境物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき目標を定め実施した。</p> <p>○ 関連法人の有無(実績報告書 P.57)</p> <p>事業団の業務を受託している関連法人及び関連公益法人については、該当はない。</p> <p>※ 関連公益法人:独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。</p>	
---	--	--

【(大項目)3】	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	【評定】 A				
【(中項目)3-1】	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	【評定】 A				
【(小項目)3-1-1】	(1) 収支計画に沿った適切な運営状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p> <p>中期計画:事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.58～60 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【予算、収支計画及び資金計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。 <p>【財務状況】</p> <p>(当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中の当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 <p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中、利益剰余金が計上されていた場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 中期目標期間中、繰越欠損金が計上されていた場合、その解消計画は妥当であった 	<p>(1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める(実績報告書 P.58～60)。</p> <p>【収支計画に沿った適切な運営】(実績報告書 P.58～60)</p> <p>収支計画については、中期計画における各事業の計画予算額及び人件費を含む経費等の縮減・効率化の計画に基づき作成した。特に事業団の財政運営の健全化を図る観点から、貸付事業における収益を確保し、併せて業務運営の経費等の縮減・効率化に努めることとするため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 収支計画の作成(実績報告書 P.58～59)</p> <p>助成業務において行う各種事業の実施に係る経費については、国からの運営費交付金を受けておらず、貸付事業における収益をもって人件費を含む一切の経費を賄っている。さらに、貸付事業の収益から生じる利益金は、一般財団法人私学研修福祉会が行っている私立学校の研修事業に対する助成金及び年金財源の一部として事業団長期勘定への繰入れの財源となっている。</p> <p>事業費を伴う事業のうち、収支計画で利益(損失)が生じるのは、貸付事業(一般経理)のみであり、補助事業(補助金経理)、受配者指定寄付金事業(寄付金経理)、学術研究振興基金事業(学術研究振興基金経理)については、収益と費用が同額であり、利益(損失)は生じない収支構造となっている。また、助成業務の運営は、貸付事業に係る</p>	<p>中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画に沿って運営が順調に進められている。また、中期目標期間中に生じた当期総利益は適正な業務に基づき発生したものであり、発生要因も明確である。中期目標期間中の利益剰余金については、貸付事業に係る利息収支差として生じたものであり、事業団法に従い、私学教職員の研修事業に対する助成金、交付及び長期勘定への繰入ののち積立金として適正に整理されている。</p> <p>収支計画上の利益は確保できており、また利益処分についても、適切と評価できる。ただし、貸付金残高が今後減少傾向にあると予想されるため、事業団の財政健全化の観点から、中長期的な安定した貸付規模の確保が今後の課題となる。</p>				

か。また、当該計画に従い解消が順調に進められたか。

貸付金利息と借入金利息等の差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、その一部を財源として、一般財団法人私学研修福祉会に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れ等を行っている。

収支計画の作成に当たっては、貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額の達成、繰上償還の計画的な受入、貸付資金の安定的な調達(借入金、私学振興債券)等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金・債券利息等を積算し、運営経費については、人件費を含む経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。

なお、貸付事業の収益から生じた利益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益還元する循環型パッケージ事業を展開している。

中期目標期間の利息収支差の状況

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付金利息	13,575	12,794	12,314	11,824	10,704
前期損益修正益	123	8	35	50	26
貸付金利息+前期損益修正益 (A)	13,698	12,802	12,349	11,874	10,730
借入金利息	10,827	9,822	9,117	8,386	7,370
債券利息	807	891	1,000	1,042	1,007
債券発行費	15	29	29	18	18
借入金利息+債券利息+債券発行費 (B)	11,649	10,742	10,146	9,446	8,395
利息収支差(A-B)	2,049	2,060	2,202	2,426	2,334

(運営費交付金債務)

- ・ 中期目標期間の各年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。

【剰余金の使途】

- ・ 中期目標期間中の利益剰余金は有ったか。有る場合はその要因は適切であったか。
- ・ 中期目標期間中の目的積立金の実績は有ったか。有る場合は、活用計画等の活用

利益剰余金について

○ 利益剰余金の発生要因(利益構造)(実績報告書P.59)

助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型の業務運営を行っている。

○ 利益及び損失の処理(実績報告書P.59)

助成業務で生じた利益は、繰り越した損失があればそれを埋め、残

方策を定める等、適切に活用されたか。

余の額から助成金・長期勘定繰入の財源額を控除した額は積立金として整理し、損失が生じたときは、積立金を減額して整理することとなっており、事業団の積立金は損失を補填するためのものである。

また、積立金の処分については、事業団法第 36 条及び同法施行規則第 12 条で定められており、中期目標期間の最後の事業年度の決算において、積立金が 20 億円を超える場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫納付することになっている。

○ 平成24年度利益処分(案)の状況(実績報告書P.59)

中期目標期間の最終年度である平成 24 年度の利益金は、利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(64 百万円)を繰り入れした結果 572 百万円となった。

また、この利益金については、平成 25 年度の一般財団法人 私学研修福祉会に対する助成金として 100 百万円、長期勘定へ繰入 100 百万円、その残余を積立金として整理し、利益処分後の積立金残高は 1,832 百万円となる予定である。

平成 24 年度は、積立金による損失の補填はない。

中期目標期間における利益処分の状況

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (案)
利 益 金	683	214	386	219	572
私学研修福祉会に対する助成金	100	100	100	100	100
長期勘定への繰り入れ	50	70	100	100	100
積 立 金	533	44	186	19	372

【(小項目)3-1-2】	(2) 自己収入確保の状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:その他必要な収益確保の観点から、自己収入の確保に努める。</p> <p>中期計画:その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所内の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努める。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.60 参照。</p>				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【自己収入確保の状況】</p> <p>・その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所内の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努めたか。</p>	<p>(2) その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所内の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努める(実績報告書 P.60)。</p> <p>【自己収入の確保】(実績報告書 P.60)</p> <p>刊行物販売、事務所貸与のほか、私学経営情報センターが毎年開催するリーダーズセミナー、スタッフセミナーの参加料収入等により、自己収入のさらなる確保に努めた結果、表1のとおり平成24年度の自己収入の状況は17,870千円と19年度に比べて3,561千円の増額となった。</p> <p>○ 事務所貸与に係る収入(実績報告書 P.60)</p> <p>九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室については、自己収入の増加を図る観点から一般に開放している。</p> <p>平成24年度は前年度を大幅に上回ったが、平成22年度は、利用企業等の経費の削減による利用減に加え、東日本大震災の発生による利用減により前年度実績を下回った。</p> <p>○ 刊行物販売に係る収入(実績報告書 P.60)</p> <p>平成16年度より特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし、「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。平成24年度の刊行物による収入は1,618千円で販売による利益は1,175千円であった。</p> <p>なお、これらの刊行物は業務上、私学へ情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売も行っているものである。</p>	<p>刊行物は、CD化、ウェブサイトからのダウンロード可能化により、販売実績が下降したものの、利益を確保した。</p> <p>また、事務所賃貸借料、宿舍使用料等の自己収入は中期目標期間の当初より増加し、全体として約25%の収入拡大を果たしており、評価できる。</p>				

中期目標期間の自己収入の状況

(単位：千円)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			備 考
	金 額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額		
刊行物販売収入	1,905	3,810	1,905	4,113	303	2,542	△ 1,571	2,197	△ 345	1,618	△ 579								
事務所貸与料	7,312	7,740	428	9,199	1,459	7,924	△ 1,275	8,353	429	9,146	793								
宿舍使用料	1,305	1,688	383	1,430	△ 258	1,329	△ 101	1,539	210	1,949	410								
セミナー収入	1,950	0	△ 1,950	315	315	3,630	3,315	2,710	△ 920	3,380	670								
講師派遣料	1,365	1,561	196	1,650	89	1,350	△ 300	810	△ 540	1,210	400								
そ の 他	472	318	△ 154	425	107	270	△ 155	506	236	567	61	情報開示手数料等							
合 計	14,309	15,117	808	17,132	2,015	17,045	△ 87	16,115	△ 930	17,870	1,755								

【(中項目)3-2】	2 財務内容の管理・運営の適正化	【評定】 A														
【(小項目)3-2-1】	(1) 財務内容の透明性等の確保の状況	【評定】 A														
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させる。また、財務状態の健全性の確保及び財務内容等の一層の透明性を確保する。</p> <p>中期計画:事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図る。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続する。</p>		<table border="1" data-bbox="1491 328 2181 400"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.61～65 参照。</p>					H20	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23	H24												
A	A	A	A	A												
評価基準	実績	分析・評価														
<p>【財務内容の透明性等の確保の状況】</p> <p>・事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図ったか。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続したか。</p>	<p>(1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図る。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続する(実績報告書 P.61～65)。</p> <p>○ 事業ごとの厳格な評価及び分析(実績報告書P.61)</p> <p>中期目標(中期計画・年度計画)に基づき、事業団のミッションを有効かつ効率的に果たすため、助成業務における全部課長で構成する中期計画・実績評価部会において評価・分析の一環として年度計画の進捗管理を行っている。その結果については、理事長はじめ全役員で情報を共有している。</p> <p>○ 事業経費に係る予算配分及び執行(実績報告書P.61)</p> <p>予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算するとともに、学齢人口の減少等に伴い経営が厳しい状況にある私学をより一層支援するために経営支援・情報提供・融資事業の強化を図</p>	<p>事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえた事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図っている。また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、義務ではないものの自主的に会計監査人を置くなどして、財務内容の透明性、信頼性を高めていることは評価できる。</p> <p>保有する九段事務所及び職員寮 2 棟の土地、建物の実物財産については、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの適切な見直しが行われ、実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組も適切に行われている。</p> <p>金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模となっている。</p> <p>資金運用の基本方針に従い、資金の運用状況および、運用体制の整備状況は適切である。監事監査を通じて運用状況の評価も実施されている。</p>														

り、またその他の事業に関しても前年度の執行状況等を勘案した上で予算を編成した。業務運営の効率化にあたっては、実績額について、予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、上半期終了後、各部署に対する下半期の予算執行予定の調査及びヒアリングを行い、予算の計画的及び効率的な執行等により経費の節約を図った。

○ 決算情報・セグメント情報に関する公表内容の充実(実績報告書P.61～62)

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「総務省は事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。」とされた。

これを受けて業務報告書に係る掲載内容を平成20年度より改訂し、法人概要等の「基本情報」「事業説明」に加え、「簡潔に要約された財務諸表」、事業の種類別セグメント情報などの「財務情報」を掲載した。平成21年度から、公表内容の充実を図る観点から決算内容のダイジェスト版として助成業務(助成勘定)及び共済業務(短期勘定、長期勘定、福祉勘定、共済業務勘定)の5勘定の決算の概要を作成した。さらに平成23年度から、財務状況の経年推移として「主要な経営指標等の推移とリスク管理債権」を作成した。これらの内容と、会計監査人による平成23事業年度監査報告書を併せ、決算承認後の平成24年11月22日にホームページで公表した。また、平成24年度は、私学振興債券に係る投資家向け情報を作成し公表することにより、国民に分かりやすい形での情報開示を行った。

○ 財務諸表等に係る会計監査人による監査(実績報告書P.62)

独立行政法人は、独立行政法人通則法により財務諸表について会計監査人の監査を受けなければならないこととされている。助成業務については独立行政法人に準じた管理手法が導入されているものの、会計監査人の監査を受ける義務について事業団法には規定されていない。しかし、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、平成18年度から自主的に監査法人による監査を導入し

各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画が策定、実施されており、学校法人等に係る信用リスクの把握等により、学校法人等への適切な貸付を実施するとともに、信用格付の変化をモニタリング、滞納法人に対する電話、文書、面談、実地調査等による督促を通じて、回収率の向上に向けた取組が着実になされている。回収の実施状況も適切である。

た。

監査報告書の公表については、決算報告会を経て文部科学大臣の決算承認後、ホームページに公表している。

例(平成 24 年度)

平成 24 年 4 月 5 日	平成 23 年度期末実査監査(現金・預金証書・たな卸資産等の実査)
平成 24 年 5 月 17 日～6 月 8 日	平成 23 年度決算監査
平成 24 年 6 月 8 日	平成 23 年度監査結果報告会
平成 24 年 9 月 18 日～9 月 28 日	平成 24 年度期中監査
平成 24 年 11 月 5 日	監査説明会
平成 24 年 11 月 5 日	理事者とのディスカッション
平成 24 年 12 月 13 日～12 月 14 日	平成 24 年度第 2 回期中監査日
平成 25 年 1 月 15 日～1 月 18 日	平成 24 年度第 3 回期中監査
平成 25 年 2 月 25 日～3 月 1 日	平成 24 年度第 4 回期中監査
平成 25 年 4 月 3 日	平成 24 年度期末実査監査(現金・預金証書・たな卸資産等の実査)
平成 25 年 5 月 20 日～6 月 7 日	平成 24 年度決算監査
平成 25 年 6 月 10 日	平成 24 年度監査結果報告会

保有資産の管理・運用等について

○ 実物資産(実績報告書 P.64～65)

助成勘定において保有する土地、建物等は、九段事務所及び職員寮 2 棟の土地、建物である。九段事務所内にある会議室は、自己収入の増加を図る観点から従来より一般に貸会議室として開放している。

助成勘定においては、九段事務所のほか、職員住宅の土地・建物を保有しているが、職員寮については、国立寮、中井寮とも入居率 100%(平成 25 年 3 月現在)となっており、助成業務の保有する資産について遊休状態になっているものはない。

なお、事業団の保有する固定資産については、事業団減損処理基準(平成 19 年 3 月 30 日理事長裁定)に基づき、助成業務の各事業に関して、中期計画に照らし、業務の実績が著しく低下しているか否かについて定量的指標を設け判断しているが、遊休状態になっているものや稼働率が著しく低下した状態が続いてい

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの適切な見直しが行われたか。
- ・ 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった資産について、法人の取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか。
- ・ 「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて中期目標期間中に処分等することとされた実物資産について、法人の

見直しが適時適切に実施されたか(取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか)。

(資産の運用・管理)

- ・ 中期目標期間中の資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされたか。その理由は妥当であったか。
- ・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切に行われたか。

るなど減損が認識または減損の兆候がある固定資産はなく、減損の計上はないことから見直しの状況にはない。

建物概要一覧

施設名	開所年月日	建築基準法による面積(m ²)		登記簿上による延べ面積(m ²)	建物概要(登記上)	登記簿上の土地面積(m ²)	所在地
		建築面積	建物延面積				
九段事務所	S50.11.8	1,120.38	6,104.20	5,873.27	地上6階	1,717.01	東京都千代田区富士見1-10-12
中井深交寮※	S39.5.30	39.73	119.13	119.13	地上3階	79.80	東京都新宿区中井1-12-8
国立深交寮※	S54.10.11	313.48	697.32	609.52	地上3階一部2階	661.15	東京都国立市中1-6-19
助成勘定所有計		1,473.59	6,920.65	6,601.92		2,457.96	

(注)1. 中井深交寮、国立深交寮については、開所年月日不明のため、建物を登記した日を記載している。
 (注)2. 中井深交寮はS39年4月28日に、国立深交寮はS54年7月5日に竣工式を行っている。
 (注)3. 敷地全てが事業団保有、建物全てが単独に使用する庁舎等である。

実物資産の借上げ状況

施設名等	所在地	借上対象	借上先	借上面積	借上料
役員宿舎	東京都新宿区市谷甲良町	建物及び付属設備	民間	71 m ²	2,400 千円

(保有資産の必要性)

九段事務所については、私学振興政策の中心的実施機関として、学校法人等への助成・貸付事業を行うとともに、喫緊の課題である学校法人の経営活性化・再生支援に積極的に取り組んでいる。

私学振興を円滑に実施するためには、学校法人に対するきめ細かな相談体制を確立するなど、サービス向上に努めることが求められている。なかでも、近年少子化等の影響を受け、学校法人を取り巻く経営環境の激化に伴い、各法人の経営改善への取組に対する支援業務がさらに拡大する傾向にあり、それらの法人との直接的な行き来が年々増大している。

また、中央教育審議会大学分科会の第四次報告でも示されている「文部科学省及び事業団の経営相談機能を充実し、学校法人の経営者が将来的な方向性を早期に判断し得るように促す」ためには、文部科学省との連携が必須である。

以上のことから、私学振興事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくために九段事務所そのものを保有する必要がある(九段事務所については、事務室3フロアー、役員室5室、会議室7室)。

職員寮の入居率は、国立寮、中井寮とも100%(平成25年3月

現在)となっており、遊休状態になっているものはなく、職員の居住場所を確保するため必要である。

さらに役員宿舎については、遠隔地より就任した理事長について通勤の利便上、事業団事務所近傍に居住を保有する必要がある。

(有効活用の可能性、実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組)

九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室については、資産の有効活用及び自己収入の増加を図る観点から一般に貸会議室等として開放している。運営業者の選定にあたっては、平成21年度より複数年契約を導入した一般競争入札を行い、事業団の収入は平成24年度以降3年間について当月売上高(職員食堂分は除く)の15%(平成20年度6%、平成21年度~23年度10%)となっている。

(単位:千円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
収 入	7,740	9,199	7,924	8,353	9,146

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切であったか。
- ・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切に行われたか。

(資産の運用・管理)

- ・ 中期目標期間中の資金の運用は適切に行われたか。
- ・ 資金の運用体制の整備は適切に行われたか。

○ 金融資産(実績報告書P.63)

(現金・預金)

現金・預金の各年度期末残高は、そのほとんどが受配者指定寄付金事業により受け入れた寄付金である。

受配者指定寄付金は私立学校の教育と研究のために、一般から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する制度である。この制度を利用して私立学校に寄付をした会社等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められており、私立学校に寄付をした場合に寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度となっている。

一方、一般経理の現金・預金は、翌年度の期首(5月まで)に発生する貸付金の財源とするほか、人件費等の業務経費や財政融資資金借入金等の元利金返済額にも充てられる。

(有価証券)

有価証券の各年度期末残高は、全て学術研究振興基金で保有しているものである。

学術研究振興基金は、事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益をもって、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的に設定されたものである。

中期目標期間における現金・預金、有価証券の保有状況

(単位:百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
現金・預金	13,458	13,331	13,315	16,339	14,713
うち寄付金残高 (割合)	10,952 (81.4%)	9,647 (72.4%)	10,631 (79.8%)	12,202 (74.7%)	12,183 (82.8%)
有 価 証 券	5,597	5,596	5,527	5,507	5,469

(有価証券の運用・管理と実績)

助成勘定において保有する有価証券は事業団自身が長年の募金活動によって積み上げた基金であるため、国債、地方債、政府関係機関債、安全確実な社債とし、満期保有を原則とした運用方針としている。

事業団における余裕金の運用については、日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項で定められており、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないとされている。

1. 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
(文部大臣の指定する有価証券)
 - 一 特別の法律により法人の発行する債券
 - 二 貸付信託の受益証券
 - 三 その他確実と認められる有価証券で、あらかじめ文部大臣の承認を受けたもの
2. 銀行その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
3. 信託業務を営む金融機関への金銭信託
また、社債、特定社債及び公社債型投資信託の取得については、信用ある格付機関からA格以上の格付けを取得したものと、運用している。

この運用を評価するための基準は特段設けていないが、監事による会計監査(月例及び決算)において、有価証券在高や資金運用状況について監査を受けるとともに、事業団内部に設けられた資産運用部会において、半期ごとの資金運用状況について評価を受けている。

(債権の管理等)

- ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されたか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。
- ・ 中期目標期間中、回収計画は適切に実施されたか。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われたか。
- ・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われたか。

【知的財産等】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 中期目標期間中、特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討が適切に行われたか。
- ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切であったか。

(資産の運用・管理)

- ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定や体制の整備は適切に行われたか。
- ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切に行われたか。

(債権の管理等)【再掲】

各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。

新規滞納法人については融資課が電話督促による早期回収を行い、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握した上で債権の回収に努めている。

第2期中期目標期間における回収率 (単位:千円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
回収計画額 (A)	58,601,020	59,064,053	63,112,490	65,282,390	65,329,100
回収実績額 (B)	58,076,620	58,566,348	62,613,936	64,773,040	64,894,783
回収率 (B/A)	99.11%	99.16%	99.21%	99.22%	99.34%

○ 知的財産等(実績報告書 P.65)

特許権等の知的財産については、助成業務においてはその業務の性格上保有はしておらず、また今後も保有する予定はない。

<p>【重要な財産の処分等に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none">重要な財産の処分に関する計画はあったか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められたか。	<p>○ 重要な財産の処分に関する計画(実績報告書 P.65)</p> <p>実物資産をはじめとして、重要な財産の処分に関する計画はない。</p>	
---	---	--

【(小項目)3-2-2】	(2) 財政状態の健全性の確保の状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させる。また、財務状態の健全性の確保及び財務内容等の一層の透明性を確保する。</p> <p>中期計画:総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所 実績報告書 P.66～70 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【財務状態の健全性の確保】</p> <p>・ 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努め、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行ったか。</p>	<p>(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う(実績報告書 P.66～70)。</p> <p>○「助成業務における財政計画に関する検討会議」(実績報告書P.68)</p> <p>事業団の助成業務は貸付事業から生じる収益により、他の助成業務の経費を賄っており、安定的な運営には利益金の確保が必要となる。その一方で、私学振興策として小規模の私立学校への配慮も求められており、こうした要求に応えることが組織運営上の重大な課題となっている。</p> <p>このような課題への対応として、平成 21 年度から立ち上げた「助成業務における財政計画に関する検討会議」において貸付財源の検証及び調達にかかるコストの検証や貸付額の規模の継続の可能性等財務シミュレーションを行うことにより、今後の安定的な運営のための条件や目標などを数値として捉え、今後の財政運営上の課題や検討事項とした。</p> <p>平成 24 年度は、第三期中期目標期間(平成 25 年度～平成 29 年度)中に実施予定の、東日本大震災に係る復旧支援融資、私立学校施設の耐震改築事業及び耐震改修事業等に対する長期低利融資を実施することから、今後の財政運営上の影響について財務シミュレーションを行った。</p> <p>○ 貸付・借入利息収支差の改善(実績報告書P.68～69)</p> <p>助成業務では、収支状況の改善を目的として、貸付事業における貸付利率について、財投借入利率に上乗せするスプレッドを 0.3%とし、貸付・借入利息収支差額(貸付金利息と借入金利息、債券利息、</p>	<p>総合的なリスク管理、債権の確実な回収を図ることなどにより、財政状態の健全性確保に努め、信用リスクについては適正な貸倒引当金の設定が行われている。</p> <p>また、自然災害等、組織全体で取り組むべき重要なリスクの把握・対応も、適切に実施されている。</p>				

債券発行費の合計額の差)の改善を図っている。

また、学校法人からの繰上償還受入予定額を平成 15 年度から段階的に減額し、貸付金利息の減収の抑制を図っている。

【再掲】

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付金利息	13,575	12,794	12,314	11,824	10,704
前期損益修正益	123	8	35	50	26
貸付金利息+前期損益修正益 (A)	13,698	12,802	12,349	11,874	10,730
借入金利息	10,827	9,822	9,117	8,386	7,370
債券利息	807	891	1,000	1,042	1,007
債券発行費	15	29	29	18	18
借入金利息+債券利息+債券発行費 (B)	11,649	10,742	10,146	9,446	8,395
利息収支差(A-B)	2,049	2,060	2,202	2,426	2,334

○ 繰上償還の適正な受入(実績報告書P.69)

繰上償還の受入れに際しては、学校法人の規模や財務状況を考慮しながら計画的に受け入れている。

中期目標期間における繰上償還の状況

(単位：百万円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
計 画 額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
受 入 額	6,681	7,004	6,886	9,320	5,240
(うち補償金 付受入額)	(1,025)	(1,689)	(1,256)	(1,782)	(1,544)

○ 財政融資資金への繰上償還(実績報告書P.69)

貸付事業の財源の一部である財政融資資金借入金については、平成 10 年度から逸失利息を補償金として支払うことで繰上償還が可能となった。これに合わせ事業団の貸付金についても同様な制度を設けた。これにより学校法人から補償金付繰上償還を受け入れた場合はその同額相当を財政融資資金に繰上償還し、財政融資資金借入金の支払利息負担の軽減を図っている。

中期目標期間における財政融資資金への繰上償還の状況

(単位:百万円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
繰上償還額	890	1,680	1,250	880	2,360

○ 資金管理に係る取組(実績報告書P.69～70)

市場リスク、流動性リスクを意識し、月末の資金残高についてできるだけ圧縮することを基本的な方針とした資金繰り表を毎月作成するとともに、貸付の必要時期に応じた資金調達を実施し、支払利息の負担軽減を図った。また、補償金付繰上償還等により一時的に滞留資金が生じた場合は、資金の必要時期まで譲渡性預金又は大口定期預金等、普通預金より利率の高いもので運用した。

○ 取引金融機関の経営状況の確認(実績報告書P.70)

取引金融機関の経営状況を把握するため、「私学事業団における預金管理等の取扱い方針(平成16年12月3日理事長裁定)」に基づき、取引金融機関の格付け及び株価の動向について監視を行うなど安全性を確認し、預金の適正な管理及び運用を図った。

○ 信用リスク管理に係る取組(実績報告書P.70)

・ 自己査定基準に基づく債務者区分【再掲】

貸付債権のもつ信用リスクの程度を把握し、適切なリスク管理を行うため、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に準じた自己査定基準に基づく債務者(①破綻先、②実質破綻先、③破綻懸念先、④要注意先のうち要管理先、⑤要注意先のうちその他、⑥正常先)を区分した。

滞納法人に対しては、顧問弁護士の意見を踏まえ、面接、文書、出張等の方法により督促を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。貸付条件緩和法人等のリスクの高い法人については、融資部の審査・管理室と学校法人の経営支援を行う私学経営情報センターとが密接な連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めた。

(単位:千円)

区 分	19 年度末	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末
リスク管理債権額(A)	12,553,459	12,182,342	11,009,907	11,759,392	15,467,423	16,796,160
貸付残高(B)	606,204,429	596,710,272	617,195,847	617,776,392	603,656,133	585,681,870
リスク管理債権の割合(B/A)	2.07%	2.04%	1.78%	1.90%	2.56%	2.87%

・ 適正な貸倒引当金の設定

貸倒引当金については、平成 21 年度に、「貸付事業(助成業務)の改善充実に関する検討会議」を立ち上げ、近年の民事再生適用時の担保価値の減額状況、少子化の進行による私学の経営状態の悪化に備えるため、貸付債権の将来における損失の可能性を見据え、監査法人の助言を参考に貸倒引当金の算出のための基準である自己査定基準について、格付けに係る債務者区分の区分方法を見直し、改正した。

また、東日本大震災により被害を受けた貸付先法人の被災状況を自己査定に反映し、貸倒引当金を積み増すことにより適切なリスク管理を実施した。

中期目標期間における貸倒引当金の設定状況

(単位:百万円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
貸倒引当金繰入(△戻入)	△ 266	276	260	589	64

○ 助成業務におけるリスクマネジメントへの基本的な考え方(実績報告書P.66)

助成業務においてリスクマネジメントを導入することは、現行行われている経営計画の管理に加えて、中期計画や年度計画の達成

を支援する仕組みが整備できるとともに、以下のような業務の向上を図ることができると考え積極的に取り組んだ。

- ① マニュアル等の見直し・整備を行うことにより、業務の無駄の見直しにつながり業務の効率性、有効性の向上が図れる。
- ② 優先度の高いリスクを洗い出し、評価、分析することで限られた人的資源・財源等を有効かつ効率的に配分できる。
- ③ 優先対応を要するリスクを年度計画等に反映させるための根拠資料となる。
- ④ リスクに対する職員の意識の向上につながる。

平成 22 年度の取組

○ 平成22年度の助成業務における、総合的なリスクマネジメントに向けた取組(実績報告書P.66)

- ・ リスクマネジメント検討チームの設置
- ・ 業務の執行上に内在するリスク等を洗い出すためのアンケート調査の実施
その結果、559件のリスクを種類別に整理し、64種類のリスクに分類し、「リスク小分類集計表」としてまとめて、各部署に報告した。
- ・ 「内部統制の強化とリスク管理への取組について(中間取りまとめ)」を作成
理事長をはじめ全理事・監事に報告した。

平成 23 年度の取組

○ 平成23年度の助成業務における、総合的なリスクマネジメントに向けた取組(実績報告書P.66)

- ・ リスク分析の実施
前年度に分類した64項目のリスクについて改めて項目ごとに細分化(136項目に分類)し、「考えられる原因」、「現段階での対応」、「今後の検討課題」を分析して取りまとめた。
- ・ リスク評価の実施
リスクの影響度、発生可能性を次表『「リスク」の評価基準等』に基づき、評価(数値化)した。
- ・ リスクマップの作成
優先対応リスクを抽出するためリスクマップを作成し、リスクを

可視化した。

- ・「助成業務のリスクマネジメントへの取組について(報告)」を作成
理事長をはじめ全理事・監事に報告した。

平成 24 年度の取組

○ 平成24年度における、総合的なリスクマネジメントに向けた取組
(リスク評価結果に基づく優先対応リスクを踏まえた平成 24 年度の対応) (実績報告書 P.66～68)

- ・「ペイオフによる預金未保証」リスク軽減のための対応
 - * 受配者指定寄付金口座の決済性預金(元本保証、金利ゼロ)への移行
- ・「業務継続」リスク軽減のための対応
 - * 業務継続計画の策定
 - * 広域災害時に係る施設設備拡充計画の検討
(例)自家発電装置購入の検討
- ・「事務所の倒壊・損傷」リスク軽減のための対応
 - * 九段事務所の外壁及び屋上防水の改修工事の実施
- ・「事務所のセキュリティ」リスク軽減のための対応
 - * 役員室フロアへの入退室管理の強化(オートロックドア、監視カメラの設置)
- ・「災害・事故等による情報機器の損壊」リスク軽減のための対応
 - * 電算室改修工事の実施(サーバ室の窓枠をボードで塞ぐなど防水工事を行った)
 - * 電算室へのガス系消火器の設置
- ・ 業務継続計画の策定
「首都直下地震対応業務継続計画」<九段事務所版>の基本部分を策定した(平成 25 年 3 月 29 日付)。また、業務継続計画において優先する業務や具体的な行動計画などの詳細部分については平成 25 年度以降に作成する予定である。

「リスク」の評価基準等

1. 影響度の評価基準

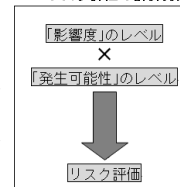
「影響度」の評価基準	レベル	影響の種類				
		経営計画の実現に影響を及ぼすリスク(A)	業務の円滑な執行を阻害するリスク(B)	利益に悪影響を及ぼすリスク(C)	施設・設備又は情報システムに悪影響を及ぼすリスク(D)	他の評判や評価に影響を及ぼすリスク(E)
甚大な影響をもたらす大きな影響をもたらす	4	経営計画実現不可	助成業務全休	累積欠損の発生	4日以上に亘り設備・情報システム使用不可	新聞や主要サイトで大々的に報道される
中程度の影響をもたらす	3	経営計画実現困難	特定の事業	単年度欠損の発生	2-4日に亘り設備・情報システム使用不可	新聞や一般的なサイトに報道される
影響はほとんどない	2	経営計画実現への影響はあまら実現は可能	特定の事業 特定の担当部署	助成金等の確保不十分	半日に亘り設備・情報システム使用不可	一部の業界紙・専門サイトに報道される
	1	経営計画実現への影響はほとんどない	特定の担当部署	助成金等が十分確保	数時間に亘り設備・情報システム使用不可	一頁目に記事が出る

2. 発生可能性の評価基準

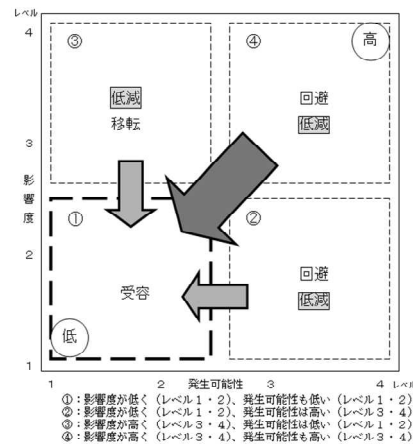
「発生可能性」評価基準	レベル
半年以内に発生する可能性あり(1年に2-3回以上)	4
1年以内に発生する可能性あり	3
今後5年以内に発生する可能性あり	2
今後5年以内に発生する可能性はほとんどない	1

← 年度計画の達成を阻害する要因
← 中期計画の達成を阻害する要因
← 長期計画の達成を阻害する要因

3. リスク評価の計算方法



「リスク」への対応イメージ(リスクマップ)



統制	内容
回避	・リスクに伴う活動を中止、断念し、予想されるリスクを排除すること。 ・例えば、食中毒を起こしやすい食品の製造中止など
低減	・リスクが発生した場合の損失を可能な限り少なくすること。 ・例えば、自動車事故のリスクを軽減するために、エアバック付きの自動車を利用するなど
移転	・損害保険によって第三者=損害保険会社にリスクを転嫁してしまうこと。 ・例えば、天災など、発生する確率はあまり高くないが、発生時の被害が大きい場合など
受容	・リスクがあまり大きくない場合、あるいは事件の発生確率が低い場合に採用される選択 ・「何もしない」という選択

【(中項目)3-3】	3 人件費の削減等	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを行う。また、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。</p> <p>中期計画: 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。</p> <p>また、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		B	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.71~73 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【人件費の削減等】</p> <p>役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進めたか。</p> <p>【総人件費改革への対応】</p> <p>中期目標期間中の総人件費改革への取組が順調に進められたか。</p>	<p>人件費の削減等(実績報告書P.71~73)</p> <p>役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進め、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行った。</p> <p>【人件費削減の取組】(実績報告書 P.71~73)</p> <p>事業団は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において「共済組合類型の法人」と整理されており、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画等の「特殊法人及び認可法人」の対象外となっている。</p> <p>しかしながら、助成業務については、中期目標で『「行政改革の重要方針」の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。』と指示され、中期計画において『平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。』ことを中期計画に掲げ、管理職ポストの兼務や状況に応じたポストの振替を行い、人件費削減に向けた取組を行った。</p> <p>○ 具体的な取組(実績報告書 P.71~72)</p> <p>〔平成20年度〕</p> <p>平成17年度比0.6%を削減した予算とし、業務の効率性・有効性に配慮しつつ、管理職の3ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)の兼務等により予算執行率を95.0%とした。</p>	<p>人件費については、平成22年度までに、平成17年度予算に比べ5%の削減という目標を達成し、その後も削減努力を継続しており、評価できる。役職員の報酬・給与等の水準の公表については、対象法人ではないものの、国の示したガイドラインに準じて、自主的に行われている。</p> <p>福利厚生の見直しについては、社会一般の情勢を見極めつつ、職員のモチベーション維持・向上に必要な最小限の支出を弾力的に行うという観点で実施されているものと認められる。</p>				

[平成 21 年度]

平成 17 年度比 3.7%を削減した予算とし、業務の効率性・有効性に配慮しつつ、管理職の 3 ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)を兼務させるとともに、職位の構成割合を見直して、課長相当職 2 ポスト(私学経営情報センター参事 2)、課長補佐相当職 1 ポスト(私学経営情報センター私学情報室主幹)をそれぞれ削減し、その分を係員のポストに振り替えた。以上の取り組みにより予算執行率を 92.2%とした。

[平成 22 年度]

平成 17 年度比 5.0%を削減した予算とし、業務の効率性・有効性に配慮しつつ、管理職の 3 ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)を兼務させるとともに、課長補佐相当職 1 ポスト(寄付金課課長補佐)を削減し、その分を係長ポスト(学術研究振興基金係長)に振り替えた。以上の取り組みにより予算執行率を 90.5%とした。

[平成 23 年度]

中期計画に係る人件費削減については 22 年度に達成していたが、平成 23 年度についても業務の効率性・有効性に配慮しつつ、引き続き管理職の 3 ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)について兼務をさせた。以上の取り組みにより予算執行率を 91.5%とした。

[平成 24 年度]

前年度に引き続き業務の効率性・有効性に配慮しつつ、管理職の 3 ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)について兼務をさせた。また、補助金業務の増大に対し、私学経営情報センター次長を助成部次長に振り替える異動を 7 月 1 日より実施した。以上の取り組みにより予算執行率を 90.1%とした。

人件費の推移

(単位:千円、%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人件費 予算額	969,770	966,491	965,253	964,167	933,589	921,252	921,252	921,252
対17年度 削減率)		(△0.3%)	(△0.5%)	(△0.6%)	(△3.7%)	(△5.0%)	(△5.0%)	(△5.0%)
人件費決 算額(予算 執行率)	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	833,972	843,167	830,234
	(96.3%)	(96.8%)	(97.4%)	(95.0%)	(92.2%)	(90.5%)	(91.5%)	(90.1%)

また、実績による削減状況は、平成22年度人事院勧告を踏まえた給与改定等を考慮した場合は以下のような削減率となる。

(単位:千円、%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人件 費決 算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	833,972	843,167	830,234
決算額 による 対17年度 人件費削減 率	—	0.2 %	0.7 %	△1.8%	△7.7%	△10.7%	△9.7%	△11.2%
人件費 削減率 (補正值)※	—	0.2 %	0 %	△2.5%	△6.0%	△7.5%	△6.5%	△7.9%

※ 人件費削減率(補正值):「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。

平成18年、19年、20年、21年、22年、23年、24年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、+0.7%、0%、-2.4%、-1.5%、0%、0%である。

○ 役職員の報酬・給与等の水準の公表について(実績報告書P.73)

独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。事業団については当該ガイドラインに基づく公表の対象外とされて

【給与水準】

- ・ 中期目標期間中の実績について、国家公務員と比べて給与水準の高い理由及び講じた措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 法人の給与水準自体が(民間等と比べて)

社会的な理解の得られる水準となっているか。

- ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して、法人において検証がされていたか。

【諸手当・法定外福利費】

- ・ 中期目標期間中、法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われたか。

いるため、国からラスパイレース指数は提供されていないものの、業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすため、自主的に給与等の実態をとりまとめ、ホームページに実績を公表した。

○ 福利厚生費の見直し状況(実績報告書P.73)

国におけるレクリエーション経費の取扱い(総人恩総第 774 号平成 20 年 7 月 30 日)を踏まえ、平成 20 年度より①厚生施設利用補助の法人支出②職場における役職員互助組織に対する法人支出をすべて取りやめた。

なお、レクリエーション経費以外の福利厚生費として、法定福利費(私学共済長期掛金、同短期掛金、介護掛金、児童手当拠出金、労働保険料)のほか、健康診断及び常備薬代といった役職員の健康保持・増進に係る支出をした。

○ 九段事務所の職員食堂の全面改修等(平成 24 年度)(実績報告書 P.73)

福利厚生 の 充 実 と 職 員 の モ チ ベ ー シ ョ ン 維 持 の 観 点 か ら、九 段 事 務 所 の 職 員 食 堂 の 全 面 改 修 等 (床 ・ 壁 紙 ・ 机 ・ 椅子)、屋 上 の 整 備 (パ ラ ソ ル ・ ベ ン チ の 設 置)、職 員 寮 の 改 修 を 行 っ た。

また、衛生管理の観点から、必要な箇所に扇風機・サーキュレーターを常時設置し、冬季は、加湿器等を設置するなど職場環境の整備を図った。

【総人件費改革への対応】

	人件費決算額	対 17 年度 人件費 削減率	対 17 年度 人件費 削減率 (補正值)
17 年度実績	933,557 千円	—	—
20 年度実績	916,386 千円	1.8%	2.5%
21 年度実績	861,214 千円	7.7%	6.0%
22 年度実績	833,972 千円	10.7%	7.5%
23 年度実績	843,167 千円	9.7%	6.5%
24 年度実績	830,234 千円	11.1%	7.9%

【(中項目)3-4】

4 期間全体に係る予算

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期計画:期間全体に係る予算 別紙1

中期計画

4 期間全体に係る予算

平成20年度～平成24年度予算
日本私立学校振興・共済事業団(助成助定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入の部	
政府出資金	0
借入金	201,500
私学振興債券	52,000
貸付回収金	317,995
貸付金利息	65,272
預金利息	16
国庫補助金	1,596,196
受入寄付金	76,145
受入基金	30
基金受取利息	528
雑収入	243
計	2,309,928
支出の部	
貸付金	301,000
借入金償還(注1)	258,926
借入金利息(注1)	49,199
私学振興債券償還	12,000
債券利息	5,952
債券発行諸費	192
助成金(注2)	304
交付補助金	1,596,196
配付寄付金(注1)	76,145
学術研究振興費	650
人件費	5,611
一般管理費	877
業務経費	2,251
施設整備費	143
長期助定へ繰入(注2)	152
雑支出(注1)	175
計	2,309,778

(注1) 貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入(補助金に係るもの)の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出(補助金に係るもの)の支出に充てることができる。

(注2) 前年度の当期総利益の範囲内で予算計上している。ただし、助成金及び長期助定へ繰入の財源となる前年度の当期総利益が助成金及び長期助定へ繰入の予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として助成金及び長期助定へ繰入の支出に充てることができる。

H20	H21	H22	H23	H24
A	A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

実績報告書 P.74～75 参照。

評価基準

【予算、収支計画及び資金計画】

・ 中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。

実績

【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】(実績報告書 P.74～75)

(次頁に掲載)

分析・評価

収支報告は適正と評価できる。

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	各年度計画予算の計	各年度実績額の計	差 額
	A	B	B - A
収入の部			
政府出資金	51,360	51,360	-
借入金	339,988	187,700	△ 152,288
私学振興債券	34,000	29,998	△ 4,002
貸付回収金	335,737	344,846	9,109
貸付金利息	65,869	61,548	△ 4,321
預金利息	18	38	20
国庫補助金	1,634,548	1,631,979	△ 2,569
受入寄付金	76,110	74,709	△ 1,401
受入基金	30	45	15
基金受取利息	545	554	9
雑収入	208	7,999	7,791
計	2,538,416	2,390,781	△ 147,635
支出の部			
貸付金	479,454	324,505	△ 154,949
借入金償還	272,931	279,409	6,478
借入金利息	50,756	45,807	△ 4,949
私学振興債券償還	12,000	12,000	-
債券利息	5,021	4,800	△ 221
債券発行諸費	129	115	△ 14
助成金	413	473	60
交付補助金	1,634,548	1,631,979	△ 2,569
配付寄付金	76,110	73,170	△ 2,940
学術研究振興費	650	647	△ 3
人件費	5,567	5,323	△ 244
一般管理費	877	798	△ 79
業務経費	2,251	1,982	△ 269
施設設備費	143	63	△ 80
長期勘定へ繰入	276	356	80
雑支出	140	7,912	7,772
計	2,541,271	2,389,346	△ 151,925

(注1) 百万円未満切り捨てである。

(注2) 「各年度計画予算の計」とは、平成20年度から平成24年度の各計画予算を合算したものである。

(注3) 詳細は、平成20年度～平成24年度計画の業務実績報告書に記載している

【(中項目)3-5】

5 期間全体に係る収支計画

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期計画:期間全体に係る収支計画 別紙2

中期計画

5 期間全体に係る収支計画

平成20年度～平成24年度収支計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
業務費	1,734,548
交付補助金	1,596,196
借入金利息	48,975
債券利息	5,921
債券発行費	187
配付寄附金	76,145
学術研究振興費	650
貸倒引当金繰入	840
業務経費	5,632
一般管理費	3,172
雑損	175
費用の部計	1,737,897
収益の部	
経常収益	
補助金等収益	1,596,196
貸付金利息	65,016
寄附金収益	76,821
財務収益	16
雑益	243
臨時利益	
前期損益修正益	284
収益の部計	1,738,579
税引前当期純利益	682
法人税、住民税及び事業税	17
当期総利益	665

【評定】

A

H20	H21	H22	H23	H24
A	A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

実績報告書 P.76～77 参照。

評価基準

【予算、収支計画及び資金計画】

・ 中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。

実績

【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】(実績報告書 P.76～77)
(次頁に掲載)

分析・評価

収支計画は適正と評価できる。

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	各年度計画予算の計 A	各年度実績額の計 B	差 額 B - A
費用の部			
経常費用	1,776,920	1,773,488	△ 3,432
業務費	1,773,704	1,762,826	△ 10,878
交付補助金 (A)	1,634,548	1,631,979	△ 2,569
借入金利息 ①	50,627	45,524	△ 5,103
債券利息 ②	5,038	4,749	△ 289
債券発行費 ③	124	110	△ 14
配付寄附金 (B)	76,110	73,170	△ 2,940
学術研究振興費	650	647	△ 3
賞倒損失	-	12	12
貸倒引当金繰入 ④	840	1,190	350
業務経費 (うち一般経理分) ⑤	5,763 (5,737)	5,439 (5,423)	△ 324
一般管理費 ⑥	3,075	2,750	△ 325
雑損 (C)	140	7,912	7,772
臨時損失	-	5	5
固定資産除却損	-	5	5
固定資産売却損	-	0	-
前期損益修正損	-	0	-
法人税、住民税及び事業税 ⑦	6	0	△ 6
費用の部計 (D)	1,776,927	1,773,494	△ 3,433
収益の部			
経常収益	1,777,256	1,775,059	△ 2,197
受託収入	-	2	2
補助金等収益 ⑧	1,634,548	1,631,979	△ 2,569
貸付金利息	65,693	61,214	△ 4,479
寄附金収益	76,786	73,834	△ 2,952
財務収益	18	33	15
雑益	208	7,995	7,787
臨時利益	284	511	227
貸倒引当金戻入 ⑨	-	266	266
前期損益修正益 ⑨	284	244	△ 40
収益の部計	1,777,541	1,775,570	△ 1,971
当期総利益	613	2,076	1,463
総費用(D-A-B-C)	66,128	60,432	△ 5,696
利息収支差(⑧+⑨-①-②-③)	10,186	11,073	887
人件費、一般管理費、業務経費等 (⑤+⑥+⑦)	8,820	8,174	△ 646
貸倒引当金繰入(④)	840	924	84
当期総利益(再掲)	613	2,076	1,463

(注1) 百万円未満切り捨てである。

(注2) 「各年度計画予算の計」とは、平成20年度から平成24年度の各計画予算を合算したものである。

(注3) 詳細は、平成20年度～平成24年度計画の業務実績報告書に記載している

【(中項目)3-6】

6 期間全体に係る資金計画

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期計画:期間全体に係る資金計画 別紙3

中期計画

6 期間全体に係る資金計画

平成20年度～平成24年度資金計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成助定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,308,960
交付補助金支出	1,596,196
貸付による支出	301,000
長期借入金の返済による支出	258,926
借入金利息支出	49,199
私学振興債券の償還による支出	12,000
債券利息支出	5,952
受配者指定寄付金の配付による支出	76,145
学術研究振興費の交付による支出	650
人件費支出	5,498
その他の業務支出	3,392
投資活動による支出	540,398
譲渡性預金の預入による支出	540,000
有価証券の取得による支出	150
有形固定資産の取得による支出	248
財務活動による支出	457
助成金の交付による支出	304
長期勘定へ繰入れによる支出	152
計	2,849,816
次期中期目標期間への繰越金	14,599
資金収入	
業務活動による収入	2,309,898
国庫補助金収入	1,596,196
貸付金の回収による収入	317,995
貸付金利息収入	65,272
長期借入による収入	201,500
債券の発行による収入	52,000
受配者指定寄付金の受入による収入	76,145
基金利息の受取額	528
その他の業務収入	243
利息の受取額	16
投資活動による収入	540,298
譲渡性預金の払戻による収入	540,000
有価証券の償還及び売却による収入	298
財務活動による収入	30
民間出えん金の受入による収入	30
政府出資金の受入による収入	0
計	2,850,226
前期中期目標期間よりの繰越金	14,189

H20	H21	H22	H23	H24
A	A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

実績報告書 P.78～79 参照。

評価基準

【予算、収支計画及び資金計画】
・ 中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。

実績

【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】(実績報告書 P.78～79)
(次頁に掲載)

分析・評価

資金計画は適正と評価できる。

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	各年度計画予算の計 A	各年度実績額の計 B	差 額 B - A
資金支出			
業務活動による支出	2,540,293	2,387,585	△ 152,708
交付補助金支出	1,634,548	1,631,979	△ 2,569
貸付による支出	479,454	324,505	△ 154,949
長期借入金の返済による支出	272,931	279,409	6,478
借入金利息支出	50,756	45,807	△ 4,949
私学振興債券の償還による支出	12,000	12,000	-
債券利息支出	5,019	4,792	△ 227
受配者指定寄付金の配付による支出	76,110	72,440	△ 3,670
学術研究振興費の交付による支出	650	647	△ 3
人件費支出	5,447	5,285	△ 162
その他の業務支出	3,375	10,714	7,339
法人税等の支払額	-	3	3
投資活動による支出	503,067	667,996	164,929
定期預金の預入による支出	-	236,094	236,094
譲渡性預金の預入による支出	502,900	431,701	△ 71,199
有形固定資産の取得による支出	167	103	△ 64
敷金保証金の差入による支出	0	0	-
投資有価証券の取得による支出	-	97	97
財務活動による支出	689	829	140
助成金の交付による支出	413	473	60
長期勘定へ繰入による支出	276	356	80
計	3,044,050	3,056,411	12,361
翌年度への繰越金	64,123	64,007	△ 116
資金収入			
業務活動による収入	2,487,022	2,338,668	△ 148,354
都道府県等受託収入	1	2	1
国庫補助金収入	1,634,548	1,631,979	△ 2,569
貸付金の回収による収入	335,737	344,846	9,109
貸付金利息収入	65,698	61,305	△ 4,393
長期借入による収入	339,988	187,700	△ 152,288
債券の発行による収入	34,000	29,998	△ 4,002
受配者指定寄付金の受入による収入	76,110	74,003	△ 2,107
基金利息の受取額	539	541	2
その他の業務収入	380	8,252	7,872
利息の受取額	18	38	20
投資活動による収入	503,022	669,369	166,347
定期預金の払戻による収入	-	237,464	237,464
譲渡性預金の払戻による収入	502,900	431,701	△ 71,199
投資有価証券の償還による収入	122	203	81
保証金の返還による収入	-	0	-
財務活動による収入	51,390	51,405	15
民間出えん金の受入による収入	30	45	15
政府出資金の受入による収入	51,360	51,360	-
計	3,041,435	3,059,444	18,009
前年度よりの繰越金	66,739	60,974	△ 5,765

(注1) 百万円未満切り捨てである。

(注2) 「各年度計画予算の計」とは、平成20年度から平成24年度の各計画予算を合算したものである。

(注3) 詳細は、平成20年度～平成24年度計画の業務実績報告書に記載している

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額	【評定】 —				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:短期借入金の状況		H20	H21	H22	H23	H24
評価基準		— — — — — 実績報告書等 参照箇所 実績報告書 P.80 参照。				
【短期借入金の限度額】 ・ 中期目標期間中の短期借入の実績はあったか。有る場合は、その額及び必要性は適切であったか。	【短期借入金の有無及び金額】(実績報告書 P.80) 該当の実績はなかった。	分析・評価				

【(大項目)5】	V その他業務運営に関する重要事項	【評定】 A				
【(中項目)5-1】	1 施設・設備に関する計画	【評定】 A				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:		H20 H21 H22 H23 H24 — — — — A				
評価基準		実績報告書等 参照箇所 実績報告書 P.80 参照。				
【施設及び設備に関する計画】 ・ 施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。	【施設・設備に関する計画】(実績報告書 P.80) 平成 24 年度に老朽化した施設整備について必要な改修工事(本部棟施設及び宿舎施設の改修工事)を実施した。	分析・評価 施設・設備に関する計画に基づき、適切に実施されており、評価できる。				

施設・設備に関する計画
平成 20 年度～平成 24 年度施設・設備計画
日本私立学校振興・共済事業団 (助成勘定)

(単位:百万円)

施設・設備の内容	金額	備 考
本部棟施設の改修工事	86	
宿舎施設の改修工事	57	
計	143	

【(中項目)5-2】	2 人事に関する計画	【評定】 A				
【(小項目)5-2-1】	(1) 適切な人事配置の状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.81 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【適切な人事配置の状況】</p> <p>業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行ったか。</p>	<p>(1) 業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行う(実績報告書 P.81)。</p> <p>【人事異動基本方針に基づく人員配置の実施】(実績報告書 P.81)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人事異動基本方針(平成 19 年 3 月 20 日理事長決裁)」の策定(実績報告書 P.81) <p style="margin-left: 20px;">助成業務における文部科学省独立行政法人評価委員会による毎年度の「業務の実績評価」及び共済業務における共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う毎年度の「取組の実績評価」の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と説明責任の履行に応えるために策定した。なお、常勤職員については、独立行政法人の管理手法導入後、定員管理の対象外ではあるが、人件費削減の目標達成のためこれまで定員としていた 103 名から増加させることのないように努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事異動(実績報告書 P.81) <p style="margin-left: 20px;">人事異動については、人事異動基本方針に基づき実施した。さらに各部署の課長職に対してヒアリングを行い、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、業務改善状況、組織見直しの必要性等について、詳細な状況を把握した上で適正な人員配置に努めた。</p> 	<p>人事異動基本方針に基づき、職員の適性、業務の円滑な遂行、当面の課題への対処・取組などを十分に考慮した人事配置を適時適切に行っている。</p>				

	<p>○ 管理職登用(実績報告書 P.81)</p> <p>管理職への登用については、「管理職登用基準」に基づき、課長補佐職として2年以上の経験を有する者にレポートの提出を課し、レポート内容、人事関係資料及び面接により選考を行い、その結果を登載した「管理職登用候補者名簿」の中から、理事長が管理職へ登用する者を決定した。</p>	
--	--	--

【(小項目)5-2-2】	(2) 人材確保に向けた取組状況	【評定】														
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:優れた人材を確保するため採用方法の充実を図る。</p>		<p style="text-align: center;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.81～82 参照。</p>					H20	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23	H24												
A	A	A	A	A												
評価基準	実績	分析・評価														
<p>【人材確保に向けた取組状況】</p> <p>優れた人材を確保するため採用方法の充実を図ったか。</p>	<p>(2) 優れた人材を確保するため採用方法の充実を図る(実績報告書 P.81～82)。</p> <p>【優れた人材の採用と必要な人材の確保】(実績報告書 P.81～82)</p> <p>○ 文部科学省文教団体職員採用試験について(実績報告書 P.81～82)</p> <p>職員採用に当たっては、優秀な人材を確保するため、中期目標期間中の毎年度、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人・公益財団法人等のうち文教関係団体 9 団体で組織し、そのスケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、1 団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。 ・ 全国の国公立大学に募集要項を送付した。 ・ インターネットの就職情報サイトへ掲載を行った。 ・ 試験要項等を事業団ホームページに掲載した。 ・ 受験希望者に対する事業説明会を実施した。 <p>○ 事業団独自採用試験について(実績報告書 P.82)</p> <p>平成 20 年度及び平成 24 年度に事業団独自採用試験を実施した。職員採用に当たっては、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の私立大学の募集要項の送付 ・ 就職情報サイトへの掲載 ・ 試験要項等の事業団ホームページへの掲載 	<p>優秀な人材を確保するために、多様な採用方式を取り入れるとともに、学校法人との人事交流、公認会計士試験合格者及び医歯系専門職の採用なども行っており、評価できる。</p>														

○ 多様な方法による優れた人材の採用方法についての検討及び実施
(実績報告書 P.82)

資格や専門的な能力を有する者等の採用を行うにあたり、文部科学省文教団体職員採用試験以外の採用方法として、以下の試験等を実施した。

- ・ 平成 23 年度より任期付契約職員(契約は原則として 1 年契約、最長 2 年まで)として公認会計士試験合格者(私学経営情報センター 2 名、融資部 1 名)を採用した。
- ・ 学校法人との人事交流:平成 24 年度に「日本私立学校振興・共済事業団と学校法人との間の人事交流に関する規程」を整備し、事業団ホームページにより公募した。
- ・ 平成 24 年度より医歯系大学での職員経験(管理職 10 年以上)の者を私学経営情報センター専門職として採用するため、事業団ホームページで公募を実施した。

【(小項目)5-2-3】	(3) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図る。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.82～85 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【職員の資質・能力向上に向けた取組状況】</p> <p>計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図ったか。</p>	<p>(3) 計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図る(実績報告書 P.82～85)。</p> <p>【現在就いている職員または将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的とした研修】(実績報告書 P.82～83)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新任管理職研修(実績報告書 P.82) 新たに課長職に就任した職員に対し、管理職としての責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。 ○ 管理職研修(実績報告書 P.82) 課長職以上の職員に対し、管理職としての責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。 ○ 管理監督者研修(実績報告書 P.82) 課長補佐職を対象に将来就くことが予想される管理職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。 ○ 係長・主任研修(実績報告書 P.82～83) 係長・主任としての職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。 ○ 中堅職員研修(実績報告書 P.83) 在職5年以上の非役職者で過去に同等の研修を受けていない職員に対し、将来係長・主任としての職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。 	<p>職員の各層各分野にわたり、多彩なプログラムにより効果的な研修が実施されていると認められる。</p>				

管理職研修等の実施状況 [()内:助成業務の内数]

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新任管理職研修	5人 (2人)	5人 (2人)	5人 (2人)	—	6人 (3人)
管理職研修	—	—	—	52人 (19人)	89人 (30人)
管理監督者研修	—	20人 (7人)	—	—	—
係長・主任研修	—	—	22人 (8人)	—	—
中堅職員研修	26人 (6人)	—	—	—	—

【文部科学省文教団体共同職員研修会への参加】(実績報告書 P.83)

中間管理者に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織体の業務の向上と運営の能率化及び職場の人間関係の向上を図ることを目的とした研修を実施した。

文部科学省文教団体共同職員研修会の実施状況

[()内:助成業務の内数]

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	2	2	2	2	2
参加人数	7 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)

【新入職員に対して、ビジネスマナー等の修得及び各業務における職務の概要の修得を目的とした研修】

○ 新入職員第一次研修(平成20年度～24年度)(実績報告書 P.83)

採用直後の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。ビジネスマナーやビジネススキルの向上に関する研修は、外部講師等で実施した(採用者数が数

人の場合は、外部で開催される研修に参加させる)。

○ 新入職員第二次研修(平成 20 年度～24 年度)(実績報告書 P.83～84)

採用後 1 年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の理解を目的として実施した。

【私立学校の活性化に向けた勉強会】(実績報告書 P.84)

- ・ 当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営相談センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。
- ・ 講師は私立学校関係者等の外部講師であり、講義内容も実践的な事柄であるので、私学経営相談センター職員以外の事業団役職員にも参加の機会を与えた。
- ・ 講義の内容及び資料については、業務上参加できなかった職員や今後の職員の参考とするため録音媒体に保存し、講演録を作成した。

私立学校の活性化に向けた勉強会の実施状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
回 数	7	8	7	5	10
参加人数	107	280	228	205	359

【簿記研修】(実績報告書 P.84)

当該研修は、助成業務全般に共通した知識である学校法人会計を理解する上で最低限必要となる知識を修得することを目的として実施した。

簿記研修の実施状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
回 数	3	1	4	—	2
参加人数	4	3	4	—	2

【ビジネス実務法務研修】(実績報告書 P.85)

当該研修は、助成業務全般に共通した知識として必要な法務を理解する上で最低限必要となるビジネス実務法務知識を修得することを目的として平成 18 年度より実施した。

ビジネス実務法務研修の実施状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
回 数	1	1	—	1	—
参加人数	5	1	—	2	—

【職員内部研修】(実績報告書 P.85)

- 学校法人会計と財務分析に係る研修
 - ・ 私学経営情報センター職員による「学校法人会計の基礎知識」及び「財務諸表を用いた財務分析」(新入職員や希望者を対象とした初級レベル)の研修を平成 24 年度のみ行った。
 - ・ 特に新入職員や共済事業からの異動者のスキルアップに役立ち、事業団職員の能力、資質の向上が図られた。

- 情報セキュリティ研修【再々掲】(実績報告書 P.85)
 - ・ 業務で使用するパソコン、電子ファイルの扱いを中心に「情報セキュリティ」として業務上取り扱う情報の管理についての研修を行った。

情報セキュリティ研修の実施状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
回 数	2	2	3	2	4
参加人数	108	126	129	139	131

- メンタルヘルス研修(平成 24 年度)(実績報告書 P.85)
 - ・ 心の健康の維持を目的として、「メンタルヘルスの現状と心の病の基礎知識の理解」や「セルフチェックのポイントの理解と個人のストレス対処法の習得」等のメンタルヘルス研修を全職員対象に実施した。

【(中項目)5-3】	3 研修等助成に関する計画	【評定】 <p style="text-align: center;">A</p>				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。 中期計画:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.86 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
【研修等助成に関する計画】 ・私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図ったか。	【教職員の研修等に対する助成事業】(実績報告書 P.86) ○ 研修事業に対する助成金の交付(実績報告書 P.86) 国公立と並んで公教育の担い手である私立学校の教職員の質的向上を図るための研修事業は、我が国の高度な教育研究実現のために重要であり、私学振興の観点からも一層の充実、発展が望まれているところである。また、国公立の教職員の研修には公的な費用が確保されていることに対し、私学の教職員の研修にはそのような仕組みがないことから、事業団が行う私学の研修事業への助成制度は必要である。 中期目標期間中においても、一般財団法人私学研修福祉会(以下「福祉会」という。)が実施する各種研修会事業等に対して、福祉会からの交付申請書に基づき、研修事業を行うに当たっての必要額を精査し、その事業費の一部として助成金を交付した。 また、福祉会からの「研修事業費助成金に係る事業の実績報告書」とその添付資料等により、研修の実施状況及び助成金交付の適切性・合理性を把握している。 ○ 長期勘定への繰入れ(実績報告書 P.86) 従前の旧私立学校教職員共済組合が実施する年金給付事業に対して交付していた助成金は、平成10年の統合による事業団発足に伴い、勘定間の資金の繰入れ処理となり、「長期勘定へ繰入れ」として整理した。 共済業務が行う年金給付事業である長期給付事業(長期勘定)に対する繰入れは、中期目標期間中においても実施した。	学校法人の教職員の研修に対する助成事業の充実を継続的に図っている。				

【助成金交付額及び長期勘定への繰入れ額】(実績報告書 P.86～87)

事業団は、国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への資金の貸付事業によって得られる利息収入により事業費を賄っている。決算において利益が生じた場合には、学校法人に還元する意味から、私立学校教育の振興上必要と認められる事業(私立学校教職員の相互扶助・福祉・研修等)の事業費の一部に対する助成及び繰入れを行っている。

なお、助成金交付額及び長期勘定への繰入れ額の累計は、平成 24 年度末現在で 225 億円となっている。

助成金交付額及び長期勘定への繰入れ額 (単位:千円)

区 分	福祉会への助成金		長期勘定への繰入れ額		
	対 象 事業費	助成金 交付額	既年金 者年金 増額費 (注 1)	長期給付 整理資源 (注 2)	計
20 年度	221,041	73,171	33,271	3,314	36,585
21 年度	242,705	100,000	29,870	20,130	50,000
22 年度	252,625	100,000	23,899	46,101	70,000
23 年度	240,725	100,000	18,687	81,313	100,000
24 年度	273,602	100,000	14,799	85,201	100,000
計	1,230,698	473,171	120,526	236,059	356,585

(注 1)旧財団法人私学恩給財団に係る年金額の改定により増加する費用。

(注 2)昭和 29 年 1 月 1 日前の加入者とみなされた期間に係る年金額の改定により増加する費用。

【(中項目)5-4】	4 中期目標期間を超える債務負担	【評定】 —				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:なし 年度計画:なし						
		—	—	—	—	—
		実績報告書等 参照箇所				
評価基準	実績	分析・評価				
【中期目標期間を超える債務負担】 ・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。	なし					